

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年2月



EVOLABLE ASIA

株式会社エボラブルアジア

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式885,360千円(見込額)の募集及び株式633,696千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式251,160千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年3月26日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社エボラブルアジア

東京都港区芝三丁目5番5号

1 事業内容

オンライン旅行事業

直販サイト (BtoC)

■PC・スマホ上で旅行商材直販

当社では複数の旅行商材の比較・販売を行うサービスをPCやスマートフォンサイト上、アプリ等で運営しております。国内航空券を強みとした、旅行商品ごとの個別販売サイトの運営からスタートし、現在は旅行目的地からの複数商品横断検索機能を備えた総合旅行商品販売を行うインターネットサイト「TRIP STAR」をはじめ、「TRIP STAR」の他「エアーズゲート」「e航空券.com」「空旅.com」「旅WEB」「CAS Tour」を運営しております。



OEM提供 (BtoBtoC)

■他社向け旅行コンテンツの提供

他社が運営しているWEB媒体等に対して、当社の旅行コンテンツ（国内航空券、海外航空券、ホテル商材等）の検索・予約システムを相手先ブランドで提供（OEM）しております。一般消費者の視点では、それぞれの会社が自社の旅行サイトを運営しているように見えますが、実際は旅行サイト、システムの構築、ユーザー対応、航空券の発券業務等全て当社が運営しております。



卸売販売 (BtoB)

■旅行商品の卸売・販売管理システムの提供

当社の卸売販売とは、旅行会社に対し、旅行商品の卸売を行うものであります。旅行商品の販売元と直接取引関係のない旅行会社や、販売元と取引関係があっても当社を介することにより、スピーディー、且つ多くの収益の獲得が見込まれると判断される旅行会社への販売となります。



法人向け出張手配 (BTM)

■法人向けの出張手配サービス提供

当社のBTM（ビジネストラベルマネジメント）事業では、業務出張に関する移動及び宿泊の手配ニーズがある顧客に対し、出張予約・管理の専用クラウドサービス『旅Pro-BTM』を、導入コスト無料・ランニングコスト無料で提供しております。『旅Pro-BTM』は移動の一括検索が可能であり、精算も月毎の会社一括精算が可能となっております。

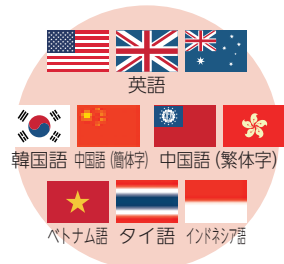
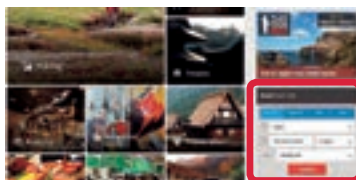


訪日旅行事業

直営サイト (BtoC) / OEM提供 (BtoBtoC)

■訪日旅行者向けの多言語サイト運営・他社への国内旅行コンテンツの提供

当社の訪日旅行事業は、多言語対応した一般消費者向けの旅行商材の比較・販売を行うサイトの運営と、アジア地域を中心とした現地旅行代理店や媒体運営者、並びに日本国内の訪日旅行Web媒体運営者等に対する、国内航空券を中心に日本国内旅行コンテンツの検索・予約エンジンのOEMでの提供でございます。



また、日本の代理店、航空券、新幹線、オプションツアーなどのコンテンツと、現地の旅行代理店や媒体と繋ぎ合わせる訪日旅行手配用のBtoB向けプラットフォームの構築を準備しております。

ITオフショア開発事業

ラボ型ITオフショア開発

■ 専属エンジニアの固定チームによるシステム開発

当社の連結子会社であるEVOLABLE ASIA CO., LTD.がラボ型のITオフショア開発事業に従事しております。プロジェクトごとに人員をアサインする一般的なプロジェクト型の受託開発モデルと異なり、ラボ型のITオフショア開発は、顧客ごとに新たに人材を採用し、専属のエンジニアとして提供することを特徴としております。

また、ラボ型の開発では、顧客がエンジニアの開発活動を随時確認することができ、一般的な受託開発モデルと比べ、格段に顧客の意向を反映することも可能なモデルであるため、常に100%に近い稼働率を維持できるビジネスモデルとなっております。

現在、日本国内に所在する企業を主要顧客としておりますが、平成28年9月期より米国シリコンバレーにおける営業強化を図り米国企業向けの営業も行ってまいります。



BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）

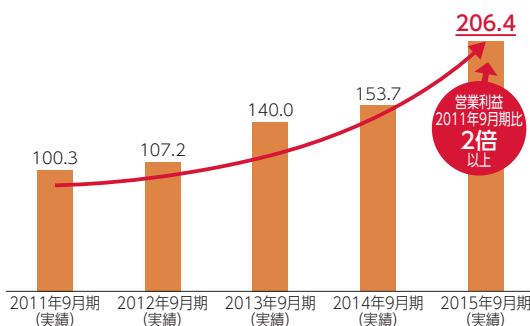
■ 専属スタッフの固定チームによる業務対応サービス

孫会社であるEVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITEDでは、BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）サービスとよばれる、相対的に単純な業務プロセスの一部を受託する事業を展開しております。BPOにおいても、ラボ型ITオフショア開発と同様に、顧客ごとに新たに人材を採用し、固有の専属チームを提供することを特徴としております。

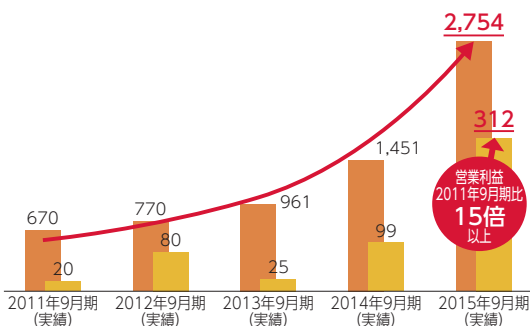


2 業績推移

取扱高（億円）



売上高^① (百万円)
営業利益 (百万円)



継続的な新規顧客獲得、新規事業の立上げにより、取扱高は右肩上がりでも推移しており、今期（2016年9月期）も引き続き**拡大**を計画しております。

※取扱高は販売価格×販売数量、及びITオフショア開発事業の売上高を合算した取引総額となります。売上高は当社にとっての正味収益となります。

継続的な新規顧客獲得、新規事業の立上げにより、売上高は右肩上がりでも推移しており、オンライン旅行事業におけるスケール化による利益率の向上、ストックビジネス（BTM、ITオフショア開発）の損益分岐点の達成等が、2011年9月期と比較して15倍以上の増益をもたらしております。

(*1) 第5期、第6期はグロスの取扱高を売上高としていましたが、ここでは簡易的に第7期以降の計上方針に沿う形で算出しています。

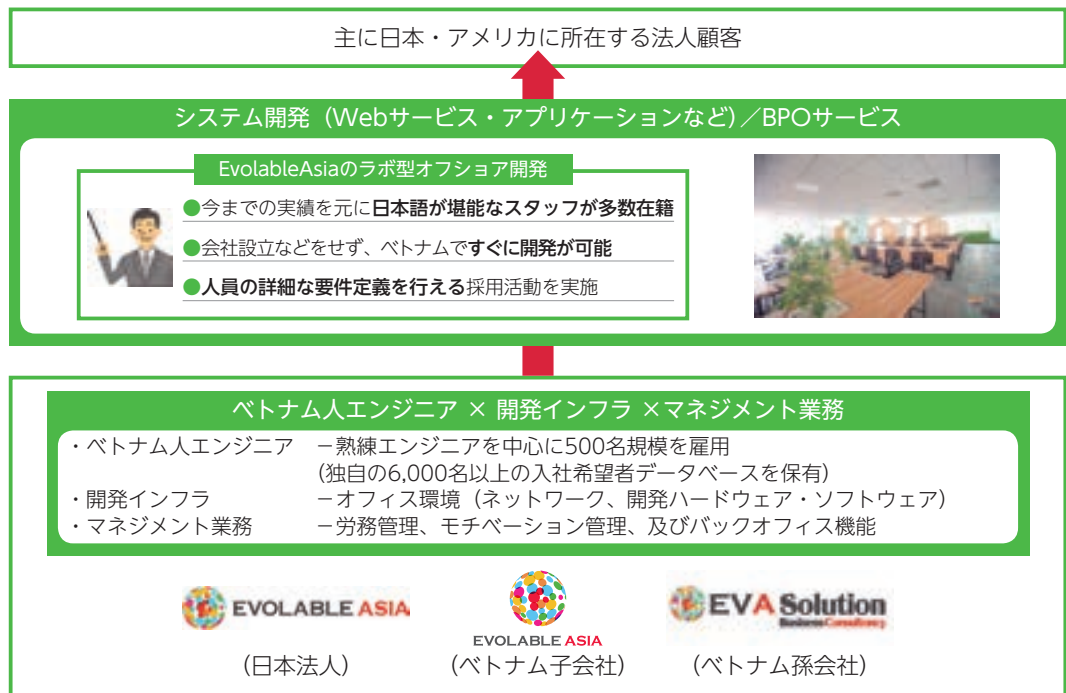
3 事業系統図

オンライン旅行事業／訪日旅行事業



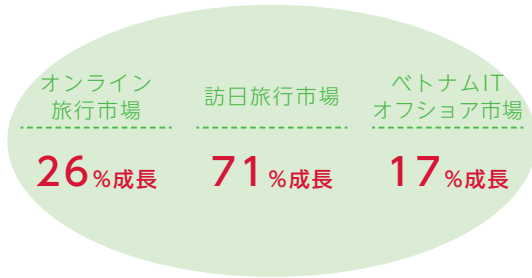
※訪日旅行者の市場においては、上記の直販、OEM、卸売販売を販路としております。

ITオフショア開発事業

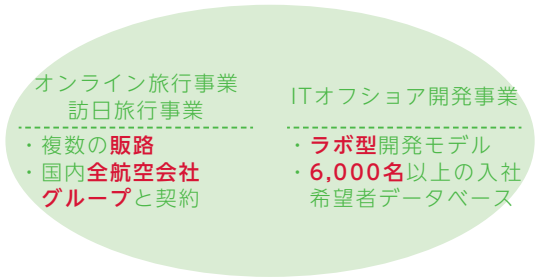


4 成長の背景

市場の伸び MARKET GROWTH



特有のビジネスモデル BUSINESS MODEL

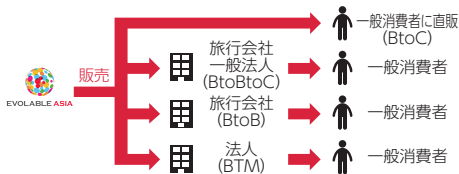


「5 市場環境」をご参照ください

オンライン旅行事業

複数の販路と航空キャリアグループとの契約

BtoC、BtoBtoC、BtoB、BTMといった複数の販路による売上を実現できる点、OTA業界で当社のみがJALグループ、ANAグループ、スカイマーク、LCC各社を含む国内全航空会社グループと契約を保有していることを背景にした仕入ルートに有している点により、創業以来一定の成長を継続してきていることを強みとしております。



ITオフショア開発事業

6,000名以上の人材バンク 稼働率約100%の開発モデル

長期契約を前提に、6,000名以上の入社希望者データベース等を利用し、顧客ごとに専属チームを組成し、顧客側の責任者に開発プロセスに入って頂くことでオフショア環境でのミスコミュニケーションをなくしております。また、準委任契約により、納期遅延によるコストを当社が負担しないモデルとなっており、専属チームであるため、100%に近い稼働率を実現しております。



<当社のITオフショア開発モデル>

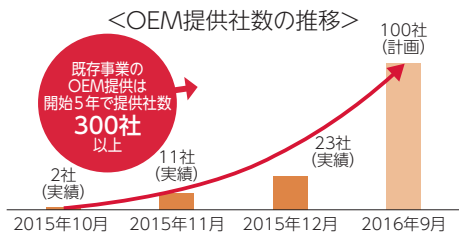


原則1年以上の長期契約を前提に
顧客要望を反映した固定専属チームであるため
稼働率は約100%

訪日旅行事業

OEM提供ノウハウを活かした訪日旅行への展開

オンライン旅行事業におけるOEM提供のノウハウを、現地旅行代理店のWeb媒体及び日本国内の訪日旅行サイトにも展開可能であり、自社のオフショア開発エンジニアを活用することにより顧客ニーズに合致した開発を安価かつスピーディに実施することに努めている点を強みとしております。



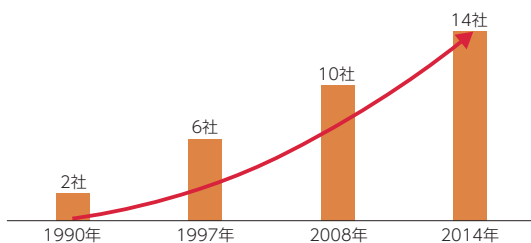
5 市場環境

オンライン旅行事業

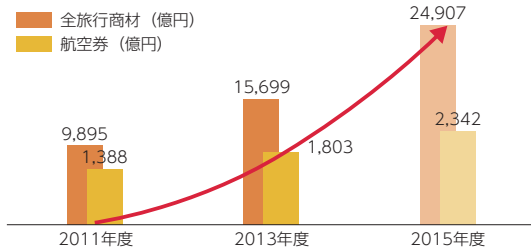
1兆5千億円規模 年率26%成長

LCCの参入に伴う航空券横断検索需要の高まりを背景に、2013年度におけるOTA（Online Travel Agent）による旅行商材の取扱高規模は1兆5千億円以上^{(*)1}（年率26%増）、航空券の取扱高規模は1,800億円以上^{(*)1}（年率14%増）まで拡大し、増加傾向にあります。

＜国内線就航キャリア数推移（設立年）＞^{(*)2}



＜OTAによる取扱高規模＞^{(*)3}



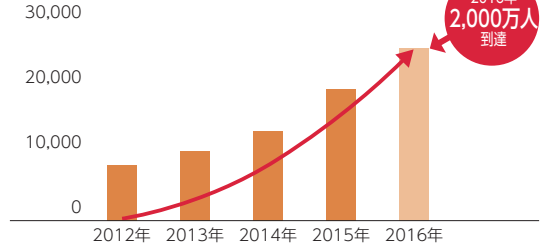
(*)1 平成26年12月時点 フォーカスライトJapan調べ
 (*2) 当社調べ
 (*3) 全旅行商材は年率26%、航空券は年率14%にて計算しております

訪日旅行事業

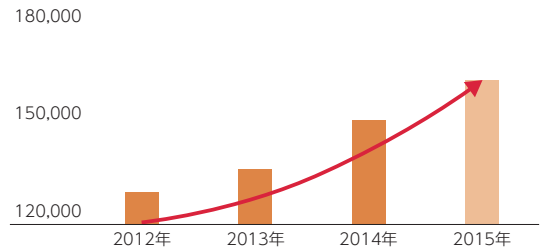
3兆5千億円規模 年率71.5%成長

平成27年における訪日旅行市場規模は3兆4,771億円（速報値、前年比71.5%増）^{(*)1}であり、昨今の国策に基づく訪日観光の誘致の下、訪日旅行者は1,973万人を記録^{(*)1}しております。観光庁は、2020年に訪日旅客数3,000万人に到達するために新たな目標^{(*)2}を策定しており、訪日旅行市場は活況となっていると考えられます。

＜訪日旅客数推移の予測＞



＜一人当たり訪日旅客支出額＞^{(*)3}

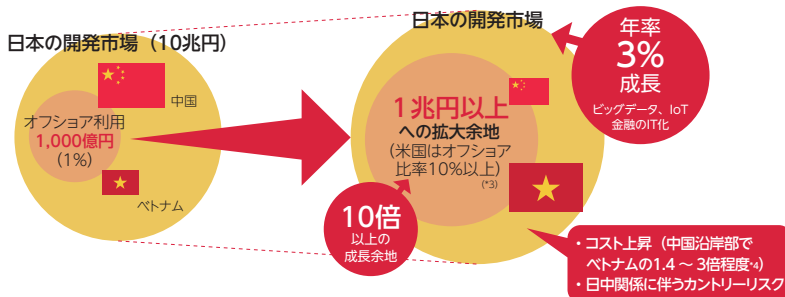


(*)1 観光統計（平成28年1月19日）（国土交通省観光庁調べ）
 (*2) 観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015（観光立国推進閣僚会議）
 (*3) 世界実質GDP成長率を基に計算しています（みずほ総合研究所調べ）

ITオフショア開発事業

1千億円規模 年率17.8%成長

現状における日本国内の受託ソフトウェア開発市場の市場規模は約10兆円^{(*)1}であるのに対して、オフショア開発割合は僅か1%の約1,000億円^{(*)2}に過ぎず、米国のオフショア比率が10%以上^{(*)3}であることから、同様に、10倍以上の1兆円規模までは拡大の余地はあるものと考えられます。実際に、日本の情報サービス業の市場規模は年3%^{(*)1}で成長をしており、日本企業のオフショア先におけるベトナムオフショアの割合は年14.4%^{(*)5}で伸びております。以上より、ベトナムにおいて日系企業が利用するITオフショア開発市場の規模は年17.8%（14.4%増×3%増）で成長していると思われる。



出所
 (*1) (財) 国際情報化協力センター「情報サービス産業の現状」(*2) 経済産業省調査「日本のソフトウェア産業とオフショア開発の動向」(*3)「グローバル化を支えるIT人材確保・育成施策に関する調査」(*4) 株式会社Resorz調べ及び当社調べ (2015年11月時点) (*5)「IT人材白書2012」(IPA 独立行政法人 情報処理推進機構)

6 経営指標等

(1) 連結経営指標等

回次		第8期	第9期	第10期 第1四半期
決算年月		平成26年9月	平成27年9月	平成27年12月
売上高	(千円)	1,451,127	2,754,912	832,810
経常利益	(千円)	93,391	305,591	139,237
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	(千円)	44,999	172,482	82,365
包括利益	(千円)	73,403	195,390	94,090
純資産額	(千円)	201,843	397,234	821,599
総資産額	(千円)	1,273,099	2,064,186	2,362,899
1株当たり純資産額	(円)	37.2	74.66	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	9.84	37.70	17.54
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	13.3	16.5	—
自己資本利益率	(%)	30.9	67.5	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	159,896	331,453	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△139,444	△167,039	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	111,869	216,025	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	228,856	608,984	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	391 〔—〕	510 〔—〕	—

(注) 1. 当社は第8期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第8期及び第9期の連結財務諸表及び第10期の第1四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。

6. 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
売上高	(千円)	8,653,643	10,603,808	961,909	1,115,221	1,966,077
経常利益	(千円)	20,201	71,500	22,684	43,109	264,446
当期純利益	(千円)	6,744	97,584	14,561	19,676	153,020
資本金	(千円)	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000
発行済株式総数	(株)	15,250	15,250	15,250	15,250	15,250
純資産額	(千円)	13,158	111,012	125,574	145,251	297,195
総資産額	(千円)	640,487	776,326	1,004,286	1,198,105	1,934,728
1株当たり純資産額	(円)	862.82	7,279.50	8,234.37	31.75	64.96
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	473.24	6,416.68	954.87	4.30	33.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	2.1	14.2	12.5	12.1	15.3
自己資本利益率	(%)	51.2	157.1	12.3	14.5	69.1
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	48 〔—〕	46 〔—〕	46 〔—〕	49 〔—〕	50 〔—〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。

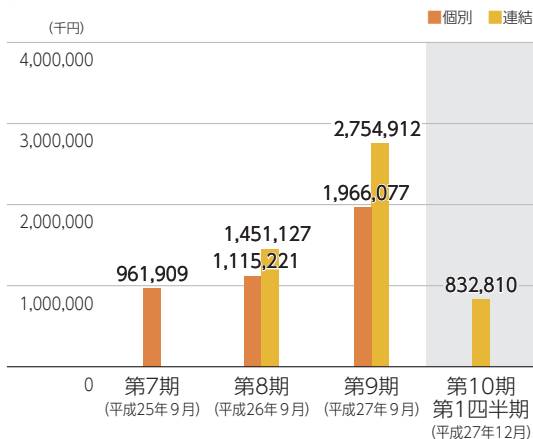
5. 第6期までの売上高は総額表記しておりましたが、第7期からは純額表記に変更しております。

6. 平成27年12月18日付で株式1株につき300株の株式分割を行っております。

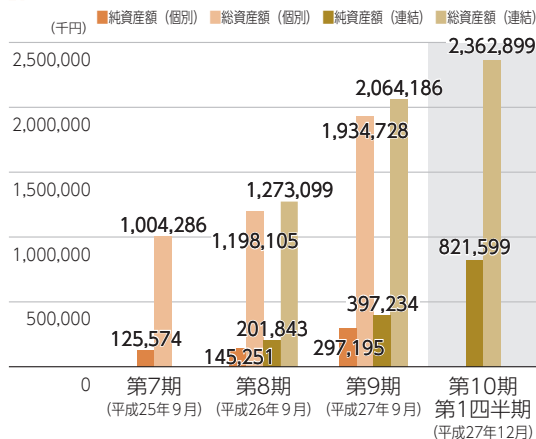
そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値については三優監査法人の監査を受けておりません。

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
1株当たり純資産額	(円)	2.88	24.27	27.45	31.75	64.96
1株当たり当期純利益金額	(円)	1.58	21.39	3.18	4.30	33.45

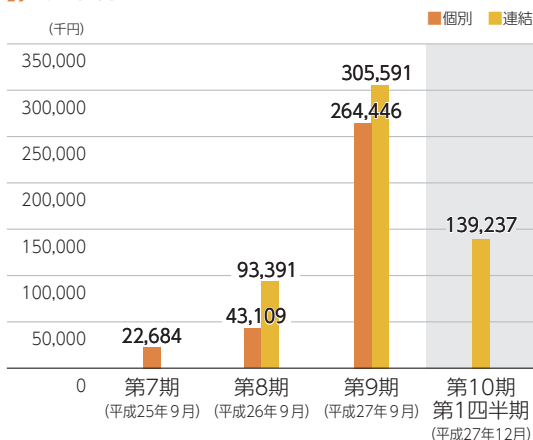
売上高



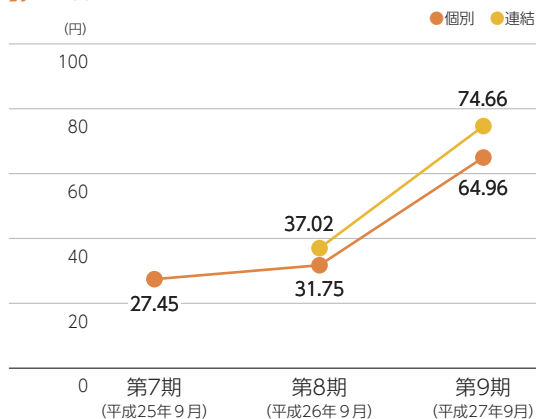
純資産額／総資産額



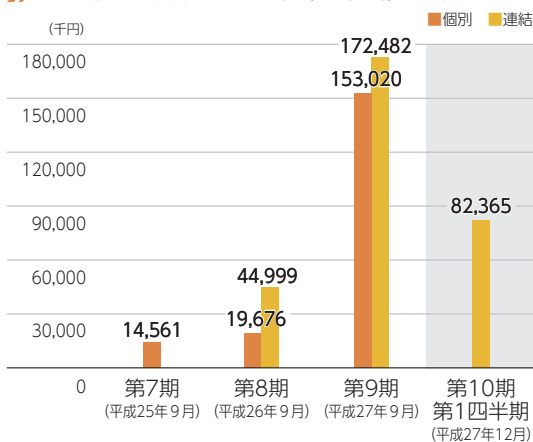
経常利益



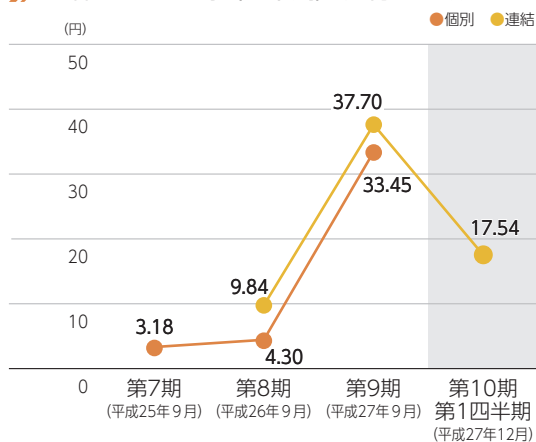
1株当たり純資産額



親会社に帰属する当期（四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	18
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【業績等の概要】	23
2 【生産、受注及び販売の状況】	27
3 【対処すべき課題】	28
4 【事業等のリスク】	29
5 【経営上の重要な契約等】	32
6 【研究開発活動】	32
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	33
第3 【設備の状況】	36
1 【設備投資等の概要】	36
2 【主要な設備の状況】	36
3 【設備の新設、除却等の計画】	37

第4	【提出会社の状況】	38
1	【株式等の状況】	38
2	【自己株式の取得等の状況】	56
3	【配当政策】	56
4	【株価の推移】	56
5	【役員の状況】	57
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	59
第5	【経理の状況】	66
1	【連結財務諸表等】	67
2	【財務諸表等】	114
第6	【提出会社の株式事務の概要】	130
第7	【提出会社の参考情報】	131
1	【提出会社の親会社等の情報】	131
2	【その他の参考情報】	131
第四部	【株式公開情報】	132
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	132
第2	【第三者割当等の概況】	134
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	134
2	【取得者の概況】	138
3	【取得者の株式等の移動状況】	139
第3	【株主の状況】	140
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年2月26日
【会社名】	株式会社エボラブルアジア
【英訳名】	Evolable Asia Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉村 英毅
【本店の所在の場所】	東京都港区芝三丁目5番5号
【電話番号】	03-3455-0836(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 柴田 裕亮
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝三丁目5番5号
【電話番号】	03-3455-0836(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 柴田 裕亮
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 885,360,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 633,696,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 251,160,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	620,000(注) 2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年2月26日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年3月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成28年2月26日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式149,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成28年3月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年3月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	620,000	885,360,000	479,136,000
計(総発行株式)	620,000	885,360,000	479,136,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年2月26日開催の取締役会決議に基づき、平成28年3月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,680円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,041,600,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年3月24日(木) 至 平成28年3月29日(火)	未定 (注) 4	平成28年3月30日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年3月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年3月22日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年3月10日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年3月22日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成28年2月26日開催の取締役会において、平成28年3月22日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年3月31日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年3月14日から平成28年3月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂二丁目3番6号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年3月30日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
日本アジア証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目7番9号		
計	—	620,000	—

- (注) 1. 平成28年3月10日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年3月22日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
958,272,000	17,000,000	941,272,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,680円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額941,272千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限231,067千円については、事業拡大のためのシステム投資資金、広告宣伝費や採用教育費、人件費等に充当する予定です。事業拡大のためには、当社運営サイトの継続的な開発活動、各サイトにて顧客を獲得するための広告宣伝活動、これらの活動を支える優秀な人材を確保、育成することが重要な課題であると認識しております。

具体的には以下に充当する予定であります。

- ① 事業拡大のための自社運営サイトに掛かる開発等のシステム投資資金として、150,000千円(平成28年9月期31,000千円、平成29年9月期72,000千円、平成30年9月期47,000千円)
- ② 当社ブランドの認知度向上及び自社運営サイトの新規顧客獲得を目的としたWebマーケティング等の広告宣伝費として、922,339千円(平成28年9月期461,169千円、平成29年9月期461,169千円)
- ③ 上記サイト開発や広告宣伝等の活動を支える人員の確保のために、計画に基づいた採用教育費や人件費として、100,000千円(平成28年9月期50,000千円、平成29年9月期50,000千円)

なお、上記調達資金は、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年3月22日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	377,200	633,696,000	東京都港区赤坂 大石 崇徳 150,000株 東京都渋谷区上原 笹沼 泰助 127,200株 東京都港区虎ノ門4-1-34-3705 吉村ホールディングス株式会社 100,000株
計 (総売出株式)	—	377,200	633,696,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,680円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 3月24日(木) 至 平成28年 3月29日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年3月22日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	149,500	251,160,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 149,500株
計(総売出株式)	—	149,500	251,160,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年2月26日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式149,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,680円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 3月24日(木) 至 平成28年 3月29日(火)	100	未定 (注) 1	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。
5. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成28年3月22日）に決定する予定であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である大石崇徳（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年2月26日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式149,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式149,500株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成28年5月9日（月）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区赤坂二丁目3番6号 株式会社りそな銀行 赤坂支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成28年4月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である大石崇徳、売出人である吉村ホールディングス株式会社及び当社株主である薛悠司は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成28年9月26日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年2月26日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月
売上高 (千円)	1,451,127	2,754,912
経常利益 (千円)	93,391	305,591
当期純利益 (千円)	44,999	172,482
包括利益 (千円)	73,403	195,390
純資産額 (千円)	201,843	397,234
総資産額 (千円)	1,273,099	2,064,186
1株当たり純資産額 (円)	37.02	74.66
1株当たり当期純利益金額 (円)	9.84	37.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	13.3	16.5
自己資本利益率 (%)	30.9	67.5
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	159,896	331,453
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△139,444	△167,039
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	111,869	216,025
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	228,856	608,984
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	391 〔—〕	510 〔—〕

- (注) 1. 当社は第8期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第8期及び第9期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。
6. 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
売上高 (千円)	8,653,643	10,603,808	961,909	1,115,221	1,966,077
経常利益 (千円)	20,201	71,500	22,684	43,109	264,446
当期純利益 (千円)	6,744	97,584	14,561	19,676	153,020
資本金 (千円)	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000
発行済株式総数 (株)	15,250	15,250	15,250	15,250	15,250
純資産額 (千円)	13,158	111,012	125,574	145,251	297,195
総資産額 (千円)	640,487	776,326	1,004,286	1,198,105	1,934,728
1株当たり純資産額 (円)	862.82	7,279.50	8,234.37	31.75	64.96
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	473.24	6,416.68	954.87	4.30	33.45
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	2.1	14.2	12.5	12.1	15.3
自己資本利益率 (%)	51.2	157.1	12.3	14.5	69.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	48 〔—〕	46 〔—〕	46 〔—〕	49 〔—〕	50 〔—〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 第8期及び第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。なお、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、当該監査を受けておりません。

5. 第6期までの売上高は総額表記しておりましたが、第7期からは純額表記に変更しております。

6. 平成27年12月18日付で株式1株につき300株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期、第6期及び第7期の数値については三優監査法人の監査を受けておりません。

7. 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月
1株当たり純資産額	2.88円	24.27円	27.45円	31.75円	64.96円
1株当たり当期純利益金額	1.58円	21.39円	3.18円	4.30円	33.45円

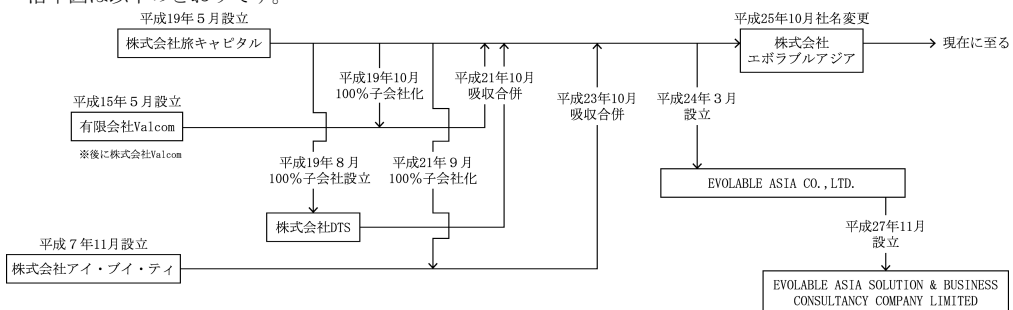
2 【沿革】

当社代表取締役社長吉村英毅は、平成19年5月に当社取締役会長の大石崇徳と共同で、オンライン旅行事業を目的とした株式会社旅キャピタルを設立いたしました。平成25年10月にはオンライン旅行事業のみでなく総合IT事業を営む会社としての方向性を明確化するため「株式会社エボラブルアジア」へ商号変更しております。

年月	概要
平成19年5月	東京都渋谷区道玄坂一丁目19番12号にオンラインによる旅行事業を行う目的で株式会社旅キャピタル（資本金50,000千円）を設立
平成19年8月	株式会社DTS（東京都知事登録旅行業第2-5989号）を子会社として設立し、その後(株)DTSが株式会社アイ・ブイ・ティから「e航空券.com」の事業を取得する 航空券販売サイト「e航空券.com」が当社グループのサービスとなる
平成19年10月	航空券販売サイト「エアーズゲート」を運営する株式会社Valcom（東京都知事登録旅行業第2-5713号）の全株式を取得し子会社化し、「エアーズゲート」が当社グループのサービスとなる
平成19年11月	本社を東京都港区芝三丁目5番5号に移転
平成20年1月	東京都知事登録旅行業第3-5991号で第三種旅行業務登録 日本旅行業協会に正会員として入会 海外旅行部門の営業力強化目的で旅ウェブ株式会社の海外旅行事業を取得 旅ウェブ株式会社より海外ホテル販売サイト「旅WEB」を取得し、当社グループのサービスとなる
平成21年6月	観光庁長官登録旅行業1872号で第一種旅行業務登録
平成21年9月	航空券の卸売り等の事業を営む株式会社アイ・ブイ・ティの全株式を取得し子会社化
平成21年10月	経営資源の集中と経営の効率化の目的で100%子会社である株式会社Valcom及び株式会社DTSを吸収合併
平成21年12月	株式会社バラダイムシフトより海外航空券販売サイト「CAS Tour」を取得し、当社グループのサービスとなる
平成23年8月	ワンストップで複数の商材を提供できる統一ブランド「TRIP STAR」のサービス開始
平成23年10月	経営資源の集中と経営の効率化の目的で100%子会社である株式会社アイ・ブイ・ティを吸収合併 法人向け出張サービス（BTM）販売開始
平成24年3月	ソルテックグループとの合弁により「EVOLABLE ASIA CO., LTD.」（現連結子会社）をベトナム ホーチミン市に設立 ITオフショア開発事業を開始 プライバシーマークの認証取得
平成25年10月	社名を株式会社エボラブルアジアに変更
平成26年1月	株式会社空旅ドットコム（東京都知事登録旅行業第2-4890号）の航空券販売事業に関する営業権・資産を譲受、航空券販売サイト「空旅.com」が当社グループのサービスとなる
平成26年5月	EVOLABLE ASIA CO., LTD.のハノイ拠点をベトナム ハノイ市に開設

年月	概要
平成27年7月	EVOLABLE ASIA CO., LTD. のダナン拠点をベトナム ダナン市に開設
平成27年10月	IATA公認旅行代理店認可取得
平成27年11月	EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED (現連結子会社) をベトナム ホーチミン市に設立
平成28年1月	株式会社エボラブルアジアのシリコンバレー拠点をアメリカ カリフォルニア州に開設

沿革図は以下のとおりです。



3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社（EVOLABLE ASIA CO., LTD.及びEVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED）の3社で構成されており、「One Asia -アジアは一つとなり、世界をリードする-」をビジョンに、「アジアの人々の「移動」と「協業」を、ITの力でより近くに」を企業ミッションとして事業展開を行っております。

当社グループの事業セグメントは、「オンライン旅行事業セグメント」と「ITオフショア開発事業セグメント」の2つです。「オンライン旅行事業セグメント」は、旅行商材の比較・販売を行う自社サイトによる直販（BtoC）、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM(Original equipment manufacturer)提供（BtoBtoC）、ホールセール（BtoB）、法人の出張手配（BTM-Business Travel Management）を販路に、国内航空券や海外ホテルを中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、急増する訪日旅客（インバウンド需要）に旅行商材を提供する「訪日旅行事業」により構成されております。「ITオフショア開発事業セグメント」は、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「ITオフショア開発事業」を主要事業として事業展開を進めております。

(1) オンライン旅行事業

当社は創業以来、国内航空券を中心とした旅行商品のインターネット販売を行っております。販路は、自社媒体直販（BtoC）、OEM提供（BtoBtoC）、ホールセール（BtoB）、BTMの4つです。BtoCでは、一般消費者向けの旅行商材の比較・販売を行うサイトの運営、BtoBtoCでは、提携先企業に旅行コンテンツを提供する事業、BtoBでは、他社旅行会社に対するホールセール事業、BTMは、企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を当社のクラウドサービスにより顧客側で一元管理が可能となる事業を提供しております。

① 自社媒体直販（BtoC）

当社では複数の旅行商材の比較・販売を行うサイトを運営しております。旅行商品ごとの個別販売サイトの運営からスタートし、平成23年8月からは統一ブランドとして、旅行目的地からの複数商品横断検索機能を備えた総合旅行商品販売を行うインターネットサイト「TRIP STAR」を開設しております。現在は自社媒体として「TRIP STAR」の他「エアーズゲート」「e航空券.com」「空旅.com」「CAS Tour」「旅WEB」を運営しております。

業務内容	サイト名称	業務特徴
総合旅行販売	TRIP STAR	国内航空券、国内ホテル、国内パッケージツアー、海外航空券、海外ホテル、海外パッケージツアー等の旅行商材を取り扱っております。
	エアーズゲート	
	e航空券.com	
国内航空券販売	空旅.com	国内航空券の直販サイトであり、予約サービスを提供しております。
海外航空券販売	CAS Tour(シーエーエスツアー)	海外航空券直販サイトであり、予約サービスを提供しております。
海外ホテル販売	旅WEB	海外ホテルの直販サイトであり、予約サービスを提供しております。

② OEM提供（BtoBtoC）

他社が運営しているWEB媒体、会員組織に対して、当社の旅行コンテンツ（国内航空券・パッケージ旅行、海外航空券・ホテル商材等）の検索・予約エンジンをOEMで提供しております。コンテンツ利用者（一般消費者）の視点では、それぞれの会社が自社の旅行サイトを運営しているように見えますが、実際は旅行サイト、システムの構築、ユーザー対応、旅券の発券業務等全て当社が運営しております。

コンテンツ提供は無償で行っており、一般消費者が旅行商品をお申込みになった際に、その収益を提携先企業と当社とでレベニューシェアしております。

③ ホールセール（BtoB）

当社のホールセールとは、旅行会社に対し、旅行商品の卸売りを行うものであります。旅行商品の販売元と直接取引関係のない旅行会社や、販売元と取引関係があっても当社を介することにより、多くの収益の獲得が見込まれると判断される旅行会社への販売となります。卸商品は、主に国内航空券です。

④ BTM販売（法人出張手配）

当社のBTM販売は、業務出張に関する移動及び宿泊の手配ニーズがある顧客に対し、BTM契約による旅行商品のワンストップサービスを提供するものであります。

OTA(Online travel agent)の強みを活かし、専用のBTMクラウドサービス『旅Pro-BTM』を、顧客に導入コスト無料・利用コスト無料で提供しております。『旅Pro-BTM』を利用して頂くことにより、『旅Pro-BTM』上で複数の航空会社、新幹線、宿泊施設の手配が可能となりますので、従来複数のサイトから手配せざるを得なく最安値の検索が困難だったことに起因する費用の節減につながります。また、都度経費精算をすることは、出張者がその都度社内承認等の作業を行うこととなり、顧客側において内部手続の時間的コストが掛かりますが、『旅Pro-BTM』で一括事後請求を行うことによって、複数の出張者がその都度行っていた内部手続を一括で行うこととなり、時間短縮が図られるものとなります。

⑤ その他

個別に法人顧客から海外ホテル、海外航空券、国内宿泊などの商材の受注を受けることが御座います。オンライン旅行事業の各販路の取扱高は以下のとおりとなります。

	平成26年9月期(千円)	平成27年9月期(千円)
①自社媒体直販(BtoC)	4,334,157	6,492,902
②OEM提供(BtoBtoC)	1,209,780	3,283,275
③ホールセール(BtoB)	7,900,074	8,161,713
④BTM販売(企業出張手配)	708,860	985,064
⑤その他	711,388	695,603
合計	14,864,260	19,618,559

(2) 訪日旅行事業

アジア地域を中心とした現地旅行代理店や媒体運営者に対して、国内航空券を中心に日本国内旅行コンテンツの検索・予約エンジンをOEMで提供しております。また、日本の代理店、航空券、新幹線、オプションツアーなどのコンテンツを、現地の旅行代理店や媒体と繋ぎ合わせる訪日旅行手配用のBtoB向けプラットフォームの構築を準備しております。

(3) ITオフショア開発事業

当社の連結子会社であるEVOLABLE ASIA CO., LTD. がベトナムのホーチミン、ハノイ及びダナンにおいて、主にEコマース会社、Webソリューション会社、ゲーム会社、システム開発会社等を顧客として、ラボ型のITオフショア開発サービスを提供しております。

プロジェクトごとに人員をアサインする一般的なプロジェクト型の受託開発モデルと異なり、当社のラボ型ITオフショア開発モデルは、顧客ごとに専属のスタッフを都度新規採用してチームを組成する点に特徴があり、開発過程においては、当社グループの開発サポートチームからサポートを実施しながら、顧客が随時ラボの開発状況を確認することが可能なスタイルとなっております。当該スタイルにおいては、専属のスタッフの中長期的なアサインを前提としておりますので、採用段階でいかに顧客のニーズに合致した人材を採用するか、各エンジニアのモチベーションをいかに高めていくかが開発の成否を左右します。当該ラボ型のITオフショア開発では、顧客がエンジニアの開発活動を随時確認することができ、一般的な受託開発モデルと比べ、顧客の意向を反映することも可能なモデルであるため、常に100%に近い稼働率を維持できるビジネスモデルとなっております。

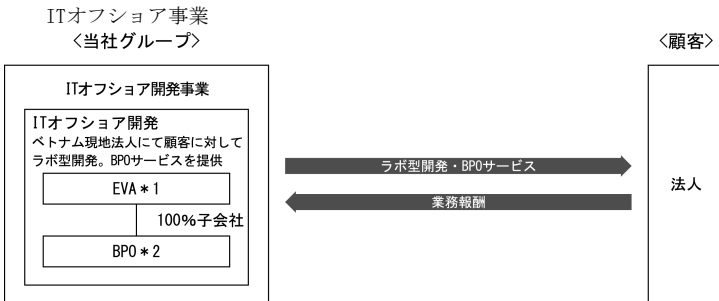
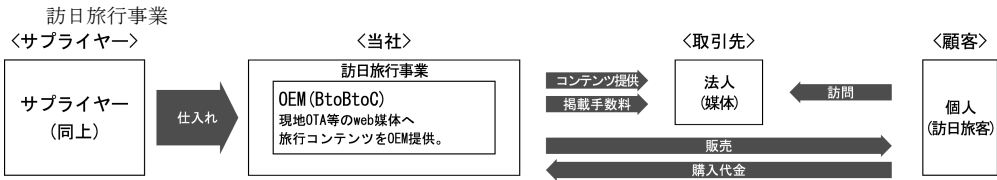
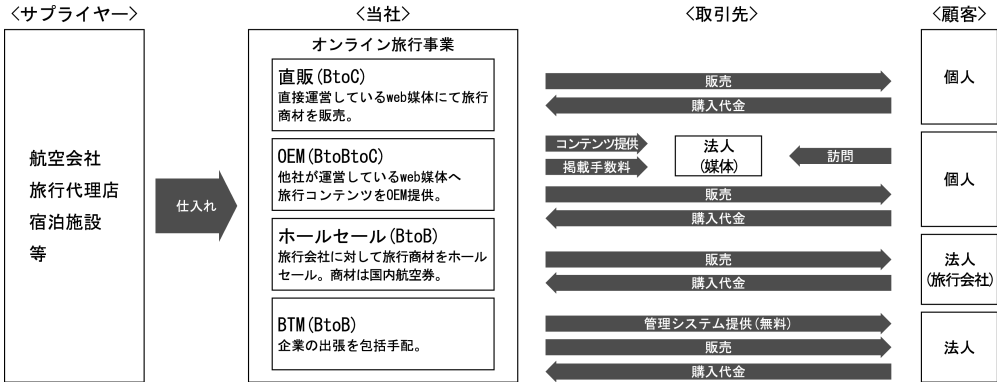
現在、日本国内に所在する企業を主要顧客としておりますが、平成28年9月期より米国における営業強化を図り米国企業向けの営業も行っております。また、孫会社であるEVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITEDでは、BPO (Business Process Outsourcing) サービスとよばれるECサイトの編集・更新・加工、パンフレット作成、オークション入札監視業務等の相対的に単純な業務プロセスの一部を受託する事業を展開しております。

(4) その他事業

当社は、平成27年9月期まで、その他事業として主に連結子会社であるEVOLABLE ASIA CO., LTD.の開発リソースを活用する形で、プロジェクトごとに人員をアサインする一般的なプロジェクト型の受託開発事業も実施してまいりました。今後は開発リソースをラボ型のITオフショア開発事業に集中するために、平成27年9月期において新規受注を取りやめ、当該事業を終了致しました。

事業系統図は以下になります。

オンライン旅行事業



(*1) EVOLABLE ASIA CO., LTD.
(*2) EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) EVOLABLE ASIA CO., LTD. (注) 2, 4	ベトナム ホーチミン市	USD200,000	ITオフショア 開発事業	51.0	当社システムの開発 を行っております。 役員の兼任2名

- (注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 特定子会社であります。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」の欄の（）内は間接所有を内数で示しております。
 5. EVOLABLE ASIA CO., LTD.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	924,378千円
	② 経常利益	45,407 "
	③ 当期純利益	46,131 "
	④ 純資産額	115,209 "
	⑤ 総資産額	332,441 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
オンライン旅行事業	24
ITオフショア開発事業	508
全社(共通)	18
合計	550

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に属している従業員であります。
3. 最近日までの1年間において、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことにより、従業員が146名増加しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
50	33.18	3.15	4,707

セグメントの名称	従業員数(名)
オンライン旅行事業	24
ITオフショア開発事業	9
全社(共通)	17
合計	50

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第9期連結会計年度（自平成26年10月1日至平成27年9月30日）

当社は、旅行商材の比較・販売を行うサイトによる直販（BtoC）、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供（BtoBtoC）、ホールセール（BtoB）、法人出張手配（BTM）を販路に、国内航空券や海外ホテルを中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「ITオフショア開発事業」、さらに急増する訪日旅客（インバウンド需要）に旅行商材を提供する「訪日旅行事業」に従事しております。当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種政策の影響等により、企業収益・雇用環境に改善がみられ、回復基調が続いています。また、日本人国内旅行消費額は4月～6月の前年同期比18%増に続き、7月～9月においても15%増と2ケタ成長を続け、訪日旅行者は上半期914万人を記録しております。（注）1.）

このような環境の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は2,754,912千円（前年同期比89.8%増加）、営業利益は312,875千円（前年同期比215.2%増加）、経常利益は305,591千円（前年同期比227.2%増加）、税金等調整前当期純利益303,858千円（前年同期比218.2%増加）、当期純利益は172,482千円（前年同期比283.3%増加）となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

① オンライン旅行事業

BtoCサービスにおいては、新規顧客獲得のためにWebマーケティングの強化、リピーター増加のためにUI（注）2.）の改善を実施したことが寄与し、利用者が順調に増加致しました。

BtoBtoCサービスにおいては、主要取引先のニーズに合致したサービスを提供し、取引先において使用頻度を高めてもらうために、取引先とのコミュニケーションを強化したことが寄与し、利用額が増加致しました。

BtoBサービスにおいては、業界全体の動向や取引先の施策に影響を受ける部分が大きく、OTA市場の動向が寄与していると考えられます。

BTMサービスにおいては、基本的に顧客企業の増加及び利用率の増加と連動して売上が増加するビジネスモデルであるため、営業人員の追加、及び利用率が相対的に低い顧客の掘り起こし等を実施したことにより、新規顧客を獲得するとともに、利用率の増加が図られました。

以上の結果、当連結会計年度のオンライン旅行事業の売上高は1,717,767千円（前年同期比72.3%増加）、セグメント利益は561,703千円（前年同期比62.2%増加）となり、増収増益となりました。

また、訪日旅行事業については、平成28年9月期より、事業展開を致します。

（注）1. 出典：日本政府観光局（JNTO）

2. UI：ユーザーインターフェースの略語。ユーザーに対する情報の表示様式や、ユーザーのデータ入力方式を規定する、コンピュータシステムの「操作感」。

3. 出典：平成26年12月時点 フォーカスライトジャパン調べ

② ITオフショア開発事業

ITオフショア開発事業では、ベトナムのホーチミン、ハノイ及びダナンにおいて、主にEコマース会社、Webソリューション会社、ゲーム会社、システム開発会社等を顧客として、ラボ型の開発サービスを提供しております。

当社のラボ型開発モデルは、顧客ごとに専属のスタッフを都度新規採用してチームを組成する点にあり、開発過程においては、当社グループの開発サポートチームからサポートを実施しながら、顧客が随時ラボの開発状況を確認することが可能なスタイルとなっております。当該スタイルにおいては、専属のスタッフの中長期的なアサインを前提としておりますので、採用段階でいかに顧客のニーズに合致した人材を採用するか、各エンジニアのモチベーションをいかに高めていくかが開発の成否を左右します。

また、基本的にラボ型開発は人月単価×人員数によって顧客に請求を行うビジネスモデルであるため、新規ラボの開設数、既存ラボの増減員数が売上に大きく影響を与えます。

当連結会計年度においては、①営業人員のトレーニングにより営業強化が図られたことによる新規顧客獲得数の増加、②エンジニアのモチベーション向上施策による離職率の低下、並びにマネジメントを行うラボマネージャーの増員及びトレーニング等の施策による離職率の低下が寄与し、エンジニアの人員数が順調に増加いたしました。

なお、ホーチミンにおいては顧客企業から駐在員を派遣して頂いてラボに常駐して頂くスキーム、ハノイでは顧客企業が日本から遠隔でラボの開発状況の確認ができるスキームを中心に、各業界向け（例えばゲーム業界向け）に特化した開発体制を整えたことにより、より顧客のニーズに合致した開発環境作りを強化し、顧客満足度の向上を図りました。これに伴い、当連結会計年度においてはエンジニア人員数増を見込み、ハノイ及びダナンオフィスの拡張を行いました。さらに、開発規模の一層の拡大のために、営業人員の拡充も実施いたしました。

この結果当連結会計年度のITオフショア開発事業の売上高は1,014,267千円（前年同期比122.0%増加）、セグメント利益は、上述の投資により18,748千円（前年同期比41.0%減少）となりました。

④ その他事業

その他事業では、主に連結子会社であるEVOLABLE ASIA CO., LTD.の開発リソースを活用する形で、プロジェクトごとに人員をアサインする一般的なプロジェクト型の受託開発を実施しておりました。今後は開発リソースをラボ型のITオフショア開発事業に集中するために、平成27年9月期において新規受注を取りやめ、当該事業を終了致しました。

当連結会計年度のその他事業の売上高は158,420千円（前年同期比41.9%増加）、セグメント利益は3,070千円（前年同期比74,740千円増加）となりました。

第10期第1四半期連結累計期間（自平成27年10月1日至平成27年12月31日）

(1) 業績

当社はオンライン旅行業を主軸として、業績を拡大してまいりました。当社グループを取り巻く環境につきましては、旅行業におけるインターネットに占める取扱高の割合は年々上昇しており、平成12年において0.64%に過ぎなかった旅行会社のインターネット販売比率は平成24年には9.00%（数字が語る旅行業2014 日本旅行業協会）に達し、緩まることなく益々加速しております。また、平成28年9月期より、オンライン旅行事業におけるOEM提供のノウハウを海外の旅行代理店のWeb媒体及び日本国内の訪日旅行サイトに展開可能である点、また自社のITオフショア開発エンジニアにより顧客ニーズに合致した開発を実施することができる点を活かした事業展開が可能であり、当社の成長をドライブするエンジンの一つになりえるとの判断のもと、訪日旅客を対象としたサービスを開始しております。昨今の国策に基づく訪日観光の誘致、アジア地域の経済発展、円安等の追い風の下、訪日旅客は2015年1,973万人を記録しております。

また、平成24年より開始したITオフショア開発事業においては、ベトナムにおけるラボ型開発を主軸に、多業種にわたり順調に顧客先を獲得し、雇用エンジニア数を増加させ、平成28年2月現在は500名規模まで成長しております。現状における日本のオフショア開発割合は僅か1,000億円程度（日本のソフトウェア産業とオフショア開発の動向（財）国際情報化協力センター）に過ぎず、国内の受託ソフトウェア開発市場の市場規模が10兆円程度（情報サービス産業の現状 経済産業省調査）であることを鑑みれば、まだまだ拡大の余地があると考えられます。

このような環境の中、当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は832,810千円、営業利益は143,023千円、経常利益は139,237千円、税金等調整前四半期純利益139,467千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は82,365千円となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

① オンライン旅行事業

オンライン旅行事業では、BtoCサービス（一般消費者向けの旅行商材の横断検索、比較サイトの運営）、BtoBtoCサービス（提携先企業のブランドにてトラベルコンテンツを提供する事業）、BtoBサービス（他社旅行会社に対するホールセール事業）、BTMサービス（企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を当社のクラウドサービスにより一元管理する事業）を提供しております。

BtoCサービスにおいては、新規顧客獲得のためにリスティング広告等施策の強化、リピーター増加施策のためにUIの改善等を実施したことが寄与し、利用者が順調に増加致しました。

BtoBtoCサービスにおいては、主要取引先のニーズに合致したサービスを提供し、取引先において使用頻度を高めてもらうために、取引先とのコミュニケーションを強化したことが寄与し、利用額が増加致しました。

BtoBサービスにおいては、業界全体の動向や取引先の施策に影響を受ける部分が大きく、売上高が前期比75%と軟調に推移しました。

BTMサービスにおいては、基本的に顧客企業数の増加及び利用率の増加と連動して売上が増加するビジネスモデルであるため、営業人員の追加、及び既存顧客中の利用率が相対的に低い顧客の掘り起し等を実施したことにより成長しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間のオンライン旅行事業の売上高は562,366千円、セグメント利益は216,021千円となりました。

また、オンライン旅行事業に含まれる訪日旅行事業は、BtoCサービスにおける多言語化対応及びBtoBtoCサービスにおける新規提携先獲得が寄与し、売上高は5,358千円となりました。

②ITオフショア開発事業

ITオフショア開発事業では、ベトナムのホーチミン、ハノイ及びダナンにおいて、主にEコマース会社、Webソリューション会社、ゲーム会社、システム開発会社等を顧客として、ラボ型の開発サービスを提供しております。

当社のラボ型開発モデルは、顧客ごとに専属のスタッフを都度新規採用してチームを組成する点にあり、開発過程においては、当社グループの開発サポートチームからサポートを実施しながら、顧客が随時ラボの開発状況を確認することが可能なスタイルとなっております。当該スタイルにおいては、専属のスタッフの中長期的なアサインを前提としておりますので、採用段階でいかに顧客のニーズに合致した人材を採用するか、各エンジニアのモチベーションをいかに高めていくかが開発の成否を左右します。

また、基本的にラボ型開発は人月単価×人員数によって顧客に請求を行うビジネスモデルであるため、新規ラボの開設数、既存ラボの増減員数が売上に大きく影響を与えます。

当第1四半期連結累計期間においては、①営業人員のトレーニングにより営業強化が図られたことによる新規顧客獲得数の増加、②エンジニアのモチベーション向上施策による離職率の低下、並びにマネジメントを行うラボマネージャーの増員及びトレーニング等の施策による離職率の低下が寄与し、エンジニアの人員数が引き続き順調に増加いたしました。

なお、ホーチミンにおいては顧客企業から駐在員を派遣して頂いてラボに常駐して頂くスキーム、ハノイでは顧客企業が日本から遠隔でラボの開発状況の確認ができるスキームを中心に、各業界向け（例えばゲーム業界向け）に特化した開発体制を整えたことにより、より顧客のニーズに合致した開発環境作りを強化し、顧客満足度の向上を図りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間のITオフショア開発事業の売上高は300,186千円、セグメント利益は18,897千円となりました。

(2) キャッシュフローの状況

第9期連結会計年度（自平成26年10月1日至平成27年9月30日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は前連結会計年度末より380,128千円増加し、608,984千円（前年同期比166.1%増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、前連結会計年度末より171,556千円増加し、331,453千円（前年同期比107.2%増加）となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益を303,858千円計上し、売上債権が239,936千円増加した一方で、仕入債務が154,723千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は、前連結会計年度末より27,594千円増加し、167,039千円（前年同期比19.7%増加）となりました。この主な要因は、担保預金預入による支出30,000千円、無形固定資産の取得による支出82,537千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により獲得した資金は、前連結会計年度末より104,155千円増加し、216,025千円（前年同期比93.1%増加）となりました。この主な要因は、短期借入による収入98,043千円、長期借入による収入130,000千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社はオンライン旅行事業、訪日旅行事業及びITオフショア開発事業を主たる事業としているため、生産実績及び受注実績はありません。

(1) 仕入実績

第9期連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第9期連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		第10期第1四半期累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
	仕入高(千円)	前年同期比 (%)	仕入高(千円)
オンライン旅行事業	17,903,524	129.06	9,851,974

(注) ITオフショア開発事業とその他事業について、仕入れは該当がないため記載しておりません。

(2) 販売実績、取扱高実績

第9期連結会計年度のオンラインにおける仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

① 販売実績

セグメントの名称	第9期連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		第10期第1四半期累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
オンライン旅行事業	1,717,767	172.32	562,366
ITオフショア開発事業	878,724	256.44	268,061
その他事業	158,420	141.86	2,382
合計	2,754,912	189.84	832,810

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度及び第10期第1四半期連結累計期間において、主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合について、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

② 取扱高実績

セグメントの名称	第9期連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)		第10期第1四半期累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
	取扱高(千円)	前年同期比 (%)	取扱高(千円)
オンライン旅行事業	19,618,559	131.98	5,482,866

(注) ITオフショア開発事業とその他事業については、販売実績と取扱高実績は同数になります。

3 【対処すべき課題】

当社グループでは下記の事項を対処すべき課題としてとらえ、対応に取り組んで参ります。

1. オンライン旅行事業

(1) 事業領域（取扱商材）の拡大

当社グループの売上は、国内航空券の販売に関わる収入が主体となっております。国内航空会社とは引き続き良好な関係を築いておりますが、中長期的な視点での経営の安定と事業の成長を鑑み、海外航空券、国内外宿泊予約、パッケージツアー等の取扱商材の多様化を図って参ります。

(2) 提携サイトの拡大

当社は、自社ブランドであるインターネット予約サイト「TRIP STAR」「空旅.com」を中心に、自社媒体インターネットサイトによる旅行商品の販売を行っておりますが、一方で、OEM提供(他社ブランド)による販売にも注力しております。具体的には、主に会員の集客が多いインターネットサイトに対して当社の旅行コンテンツの検索・予約エンジンをOEMにて提供したり、ビジネス需要が豊富にある企業に対してクラウド型の出張手配サービス『旅Pro-BTM』を提供することにより、旅行商材の販売拡大を目指しております。今後、業容を継続的に拡大していくために、上述の通り、会員の集客が多いインターネットサイトやビジネス需要が豊富にある企業との提携を引き続き積極的に図って参ります。

(3) システム技術・インフラの強化

当社が行っているインターネットを通じた旅行商品の販売は、購入者及びクライアントにとっていかに情報量が豊富であるか、いかにレスポンスが早いか、いかに安い価格で提供できるか、いかに利便性が良いか等々が必要不可欠なものであります。インターネットを利用して旅行商品を購入しようとするユーザーは、それら全てのサービスを求めて様々なサイトを検索・閲覧しております。当社では、当該機能等をより強化し、よりクライアント・ライクなシステムを提供することを目的に、今後もシステム技術の研磨とインフラの構築を行って参ります。

2. ITオフショア開発事業

・海外の文化や習慣の把握

当社が行っているITオフショア開発事業は、各国の文化や習慣について把握しておく事が重要です。オフショア開発のプロジェクトを進める上で、開発を任せることになる海外の国の労働環境や習慣が計画を予定通りに進めることを妨げる可能性があります。当社では、主にベトナムの文化や習慣を適切に把握かつ尊重し、開発環境の整備や、プロジェクトの推進体制の強化を進めて参ります。

3. 全社に関わる事項その他

(1) 優秀な人材の確保

当社は、比較的少ない従業員で業務を推進しております。その核となる従業員は高い専門性とプロフェッショナル精神が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保は、業容の拡大に伴って急務となっており、今後も人材の確保・育成を図って参ります。

(2) コスト削減

当社は、人手が介在しなくてもオペレーションが可能な業務については、システムによる自動化を図っております。また、他社との競合の観点から、顧客へのサービス利便性の向上策と連動させながら、人件費の抑制及びグローバルな人材育成のために、海外の出資会社に対して今後も積極的に業務移管を進めて参ります。

4 【事業等のリスク】

当社グループにおいてとらえている事業等のリスクは以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日において当社が判断したものであります。

1. オンライン旅行事業

(1) 競合について

当社は創業以来、インターネットによる旅行商品の販売を行い、業界で高い評価を得ていると認識しております。しかしながら、旅行業そのものが元来参入障壁が低く、比較的新規参入が容易であること、また、従来型の旅行代理店がインターネットによる販売に注力してきていることなど、その競争環境は激化しております。

当社では、航空会社との関係を強化するとともに、自社インターネットサイトの知名度向上、多数の会員をもつインターネットサイト運営者への旅行コンテンツのOEM供給、事業会社のイントラネットに対する旅行コンテンツOEMの提供、旅行商品の拡張などを目指すとともに、同業他社との資本・業務提携を積極的に進めていくことにより、競争力の強化を図って参ります。

しかしながら、競合によって売上の低下やサービスレベル向上に伴うコストの増加などにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制等について

当社は事業を行う上で、「旅行業法」、「古物営業法」その他の法令による規制を受けております。

当社では、これらの法律・法令や関連諸規則を遵守すべく、各サイト上での表示や顧客への説明、また、社内体制の確立とルール化を徹底しております。また、主として顧問弁護士や外部の専門家との情報交換等を通じて、積極的な情報収集及び適切な対応を行っております。しかしながら、これら法令に違反する行為が行われた場合もしくはやむを得ず遵守できなかつた場合、及び行政機関により関連法令による規制の改廃や新設が行われた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(許認可等の状況)

許認可等の名称	許認可登録番号	有効期間	関連法令	許認可等の取消事由
第一種旅行業登録	観光庁長官登録 旅行業第1872号（登録）	平成25年10月16日～ 平成30年1月19日	旅行業法	同法第19条
古物商許可	東京都公安委員会許可 第301091207963号	平成24年8月8日～ 期限の定めなし	古物営業法	同法第6条

(3) 特定の取引先への依存度が高いことについて

当社は、主力商品の一つである国内航空券の仕入を以下の通り特定の取引先に依存しております。従って、特定の取引先において不測の事態が発生したり、航空券の販売方法や取扱い手数料に関する方針の変更があった場合、当社の業績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

	第8期連結会計年度 (自平成25年10月1日 至平成26年9月30日)		第9期連結会計年度 (自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)		第10期第1四半期累計期間 (自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ナニワツーリスト	8,026,690	57.9	9,323,106	51.2	1,930,324	41.6
株式会社ジャルセールス	4,223,958	30.5	4,562,500	25.0	1,254,692	27.0

(4) 自然災害及び国際情勢等の影響によるリスクについて

当社のオンライン旅行事業は、世界各地で発生しうる天災又は悪天候等の自然災害、及び海外における政情不安、国際紛争、大規模なテロ事件等、感染症等の疫病の発生及び蔓延、また事業展開対象国との外交関係の悪化等、外的要因の影響を大きく受けます。このような事象が発生した場合には、旅行需要が低下することにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社の訪日旅行事業は、当初は中国・アジア方面を中心に展開しておりますが、今後、当該地域において上記のような事象が発生した場合には、訪日外国人旅行者の減少等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) インターネットの検索効果について

当社が運営するインターネットサイトの集客効率は、検索エンジンの表示結果やスマートデバイスのアプリケーションの利用状況等の影響を大きく受けます。今後、検索エンジンの運営者における検索に係るアルゴリズムの変更、スマートデバイスにおけるアプリケーションの仕様及びその変更又は競合他社による対応等が行われた場合には、検索結果の表示が当社にとって有利に働かない状況が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 電子商取引（以下「eコマース」）の普及について

当社は、今後もBtoCのeコマース市場規模は拡大傾向が継続するものと考えております。しかしながら、eコマースをめぐる新たな法制度等の規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社の期待通りにeコマースの普及が進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

2. ITオフショア開発事業

(1) 競合について

ITオフショア開発事業においては、平成24年に事業開始後、平成27年には雇用エンジニア数が500名規模となっており、順調に推移しております。しかしながら、業界の特性として価格競争になりやすく、エンジニアの引き抜き等により、競争がもたらされております。

当社では、スケールメリットを活かし、人材獲得力や運営ノウハウ、強固なネットワークといった当社固有の強みを継続・強化していくことにより競争力の強化を図って参ります。

しかしながら、競合他社の「ラボ型」オフショア開発モデルの模倣により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 海外事業に関するリスク

当社グループは事業戦略の一環としてITオフショア開発事業を中心として海外市場での事業拡大を進めており、当社グループにおける海外事業の存在感は拡大しております。当社グループの海外事業は、グローバル経済や為替などの動向、投資や競争などに関する法的規制、商習慣の相違、労使関係、国際政治など、さまざまな要因の影響下にあり、これらのリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 全社に関わる事項その他

(1) 自然災害、事故等のリスクについて

当社の主要な事業拠点は、本社所在地である東京都であります。当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業活動に支障をきたす可能性があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 技術革新について

当社は、技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて速いインターネット業界において、事業を行うにあたり、先端的な技術の知見やノウハウの蓄積、高度なスキルを有する優秀な技術者の採用等を積極的に推進する予定としております。しかしながら、これらの予定に何らかの困難が生じ、技術革新に対する適切な対応が遅れた場合、システム投資や人件費の増大、業界内における技術的優位性や競争力の低下が、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスクについて

① 創業者への依存について

代表取締役である吉村英毅は、当社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や経営戦略の決定をはじめ、会社の事業推進に重要な役割を果たしております。同様に取締役会長である大石崇徳も設立当初から経営方針や経営戦略の決定等において重要な役割を果たしており、ツートップ体制により、互いに補充し合いながら、かつ互いに牽制が働く体制となっております。

また、当社では、取締役、執行役員、ゼネラルマネージャーを配置し、各々が参加する会議を開催し、意見等の吸い上げや情報共有などを積極的に進めております。適宜に権限移譲も行き、両氏に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により両氏とともに不測の事態が生じた場合、または、両氏が退任するような事態が発生した場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

② 個人情報の管理について

当社は、事業の運営に際し、顧客その他の関係者の個人情報及び機密情報を大量に保有しております。当社では、個人情報の取扱と管理には細心の注意を払い、社内でのルール化やその手続きの明確化・徹底化を図っております。また、経済産業省の外郭団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の発行するプライバシーマークを取得し、個人情報の管理を厳格にしております。

しかしながら、今後、第三者によるセキュリティ侵害、ハッキング、従業員の故意または過失等により、当社が保有する個人情報及び機密情報が外部に流出する又は不正に使用される等の事象が発生した場合、当社は顧客等に対する損害賠償責任を負うとともに、当局から業務改善命令を受ける可能性がある等、当社の業績、事業及び社会的信用に悪影響を与える可能性があります。

(4) 配当政策について

財務基盤を強固にすることが重要であると考え、配当を実施しておりません。株主への利益還元については、重要な経営課題の一つであると認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、利益配当および剰余金配当を検討する所存であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(5) 資金使途について

今回、当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、事業拡大のためのシステム開発、当社ブランドの認知度向上のための広告宣伝、人材獲得のための運転資金等に支出する予定であります。しかしながら、急速に変化する経営環境及び業界環境に対して柔軟に対応していくために、現時点における資金計画以外の使途にも充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定通りの投資効果を上げられない可能性もあります。

(6) ストック・オプション行使における株式価値の希薄化について

当社は、取締役、執行役員及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

今後につきましても、ストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は336,600株であり、発行済株式総数4,748,100株の7.0%に相当します。

(7) システムリスクについて

当社は、アクセス過多によるサーバー停止やネットワーク機器の故障および自然災害や事故、火災等によるシステムトラブルの発生を回避するために、サーバーの負荷分散、稼働状況の常時監視、定期的バックアップ実施の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。

しかしながら、顧客やコンテンツを管理しているサーバーや閲覧・予約システムにおいて何らかのトラブルが発生することで、顧客への情報提供や予約業務に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 関連当事者との取引について

当社は、第10期第1四半期連結会計期間(自平成27年10月1日 至平成27年12月31日)において、当社役員である吉村英毅、大石崇徳、吉村英毅及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社である吉村ホールディングス株式会社との間に以下の取引があります。なお、関連当事者との重要な取引についての取引条件及び決定方針については、取締役会で承認を得ております。

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表取締役	(被所有)間接31.6	-	当社借入に対する債務被保証(注)1	75,331	-	-
							当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	311,794	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役会長	(被所有)直接61.4	-	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	295,818	-	-
役員及び近親者が議決権の過半数を所有する会社	吉村ホールディングス株式会社(注)3	東京都港区	30,000	資産管理会社	(被所有)直接31.6	役員の兼任1名	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	295,818	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である吉村英毅より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第10期第1四半期連結会計期間期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である吉村英毅、取締役会長である大石崇徳、主要株主である吉村ホールディングス株式会社より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第10期第1四半期連結会計期間期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 吉村ホールディングス株式会社は、当社役員吉村英毅及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、一定の会計基準の範囲内において、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や現在の取引状況ならびに入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積りや仮定を継続的に使用しておりますが、見積り及び仮定には不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

第9期連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(売上高)

当連結会計年度の売上高は2,754,912千円となり、前連結会計年度に比べ1,303,785千円(+89.8%)増加いたしました。旅行商材の比較サイトによる直販(BtoC)、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供(BtoBtoC)、ホールセール(BtoB)、法人の出張手配を販路に、国内航空券や海外ホテルを中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「ITオフショア開発事業」が順調に推移したこと、また、急増する訪日旅客(インバウンド需要)に旅行商材を提供する「訪日旅行事業」が急成長したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は729,776千円となり、前連結会計年度に比べ381,087千円(109.3%)増加いたしました。これは主に、「オンライン旅行事業」と「ITオフショア開発事業」が順調に推移したことに伴う仕入高の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は2,025,135千円となり、前連結会計年度に比べ922,698千円(83.7%)増加いたしました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は1,712,260千円となり、前連結会計年度に比べ709,074千円(70.7%)増加となりました。これは主に、広告宣伝費292,510千円の増加、販売手数料121,248千円の増加、給料手当120,918千円の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は312,875千円となり、前連結会計年度に比べ213,624千円(215.2%)増加いたしました。

(営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は4,629千円となり、前連結会計年度に比べ1,972千円増加となりました。これは主に、助成金収入566千円の増加によるものであります。

当連結会計年度の営業外費用は11,913千円となり、前連結会計年度に比べ3,396千円増加いたしました。これは主に、支払利息3,726千円の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の経常利益は305,591千円となり、前連結会計年度に比べ212,200千円(227.2%)増加いたしました。

(特別損益、当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は1,052千円となり、前連結会計年度に比べ1,027千円減少いたしました。これは主に、前連結会計年度に投資有価証券売却却益1,999千円の計上があったこと、当連結会計年度に固定資産売却却益973千円の増加によるものであります。

当連結会計年度の特別損失は2,784千円となり、前連結会計年度に比べ2,784千円増加いたしました。これは主に、訴訟関連費用2,466千円の計上があったことによるものであります。

この結果、当連結会計年度の当期純利益は172,482千円となり、前連結会計年度に比べ127,483千円(283.3%)増加いたしました。

第10期第1四半期連結累計期間(自平成27年10月1日至平成27年12月31日)

(売上高)

当第1四半期累計期間の売上高は832,810千円となりました。主に「オンライン旅行事業」における旅行商材の直販(BtoC)、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供(BtoBtoC)、法人の出張手配(BTM)が順調に推移したこと、並びに、「ITオフショア開発事業」における顧客への提供エンジニア人員数が増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第1四半期累計期間の売上原価は159,211千円となりました。これは主に、「オンライン旅行事業」と「ITオフショア開発事業」が順調に推移したことに伴う仕入高の増加によるものであります。

この結果、当第1四半期累計期間の売上総利益は673,598千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は530,574千円となりました。これは主に、広告宣伝費204,374千円、販売手数料62,061千円、給料手当90,907千円によるものであります。

この結果、当第1四半期累計期間の営業利益は143,023千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

当第1四半期累計期間の営業外収益は1,265千円、営業外費用は5,051千円となりました。営業外費用は主に、支払利息2,589千円、上場関連費用2,000千円によるものであります。

この結果、当第1四半期累計期間の経常利益は139,237千円となりました。

(特別損益、当期純利益)

当第1四半期累計期間の特別利益は1,060千円であり、これは全て固定資産売却益によるものであります。

当第1四半期累計期間の特別損失は830千円であり、これは全て固定資産売却損によるものであります。

この結果、当第1四半期累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益は82,365千円となりました。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

第9期連結会計年度(自平成26年10月1日至平成27年9月30日)

(資産)

当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ791,087千円増加し2,064,186千円となりました。これは主に、現金及び預金が410,128千円、売掛金が211,335千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債につきましては、前連結会計年度末と比べ595,697千円増加し、1,666,952千円となりました。これは主に、買掛金が154,723千円、未払金が135,778千円、短期借入金金が97,992千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産につきましては、前連結会計年度末と比べ195,391千円増加し、397,234千円となりました。これは主に、当期純利益が172,482千円を計上したことに伴い利益剰余金が172,482千円増加したことによるものであります。

第10期第1四半期連結累計期間(自平成27年10月1日至平成27年12月31日)

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ298,713千円増加し2,362,899千円となりました。これは主に、現金及び預金が325,869千円増加したこと、ソフトウェアが17,630千円増加したこと、未収入金が31,037千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債につきましては、前連結会計年度末と比べ125,652千円減少し、1,541,299千円となりました。これは主に、未払金が61,305千円、支払手形及び買掛金が44,400千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ424,365千円増加し、821,599千円となりました。これは主に、増資による資本金等の増加330,274千円によるものであります。

(4) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2[事業の状況] 1[業績等の概要]の(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社オンライン旅行事業におきましては、業界全体の動向や取引先の施策に影響を受ける部分が大きく御座います。また、ITオフショア開発事業に関しましては、基本的に人月単価×人員数によって顧客に請求を行うビジネスモデルであるため、新規ラボの開発設数、既存ラボの増減員数が売りに大きく影響を与えます。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の内容となっております。当社は、これらのリスク要因について、リスク軽減策を講じるように取り組んで参ります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、今後の景気回復に伴ない旅行市場が更に成長し続けるものと見込んでおり、当社のオンライン旅行事業の成長を促進させております。また、ITオフショア開発を進めることにより競合他社との競争を優位に進めていくため、システム全般の強化を図って参ります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後も成長するためには、事業規模の拡大に合わせて適宜人員拡充を進めるとともに、組織体制の整備を進めていくことが重要であると認識しております。このため、営業部門、システム開発部門等について事業規模や必要性に応じた採用を適宜行うとともに、内部管理体制の強化等の組織体制の構築を図って参ります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度（自平成26年10月1日至平成27年9月30日）

当連結会計年度の主な設備投資は、オンライン旅行事業に関わるシステムの開発のため、総額82,243千円の投資を実施しました。具体的には当社旅行商品の販売を行う各種サービスサイトの開発を実施しています。また、ITオフショア開発事業に関して、総額37,173千円の投資を実施しました。具体的にはオフショア開発の拠点に係る内装工事等を実施しております。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第10期第1四半期連結累計期間（自平成27年10月1日至平成27年12月31日）

当第1四半期累計期間の主な設備投資は、オンライン旅行事業に関わるシステムの開発のため、総額24,150千円の投資を実施しました。具体的には当社旅行商品の販売を行う各種サービスサイトの開発を実施しています。また、ITオフショア開発事業に関して、総額14,748千円の投資を実施しました。具体的にはオフショア開発の拠点に係る内装工事等を実施しております。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物附属 設備	工具器具 備品	のれん	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都 港区)	オンライン 旅行事業 ITオフショ ア開発事業	本社機能	4,015	806	40,619	111,155	329	156,926	31
オペレーシ ョンセンタ ー (東京都 港区)	オンライン 旅行事業 ITオフショ ア開発事業	業務機能	434	462	-	4,056	-	4,952	19

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 在外子会社

平成27年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物附属 設備	工具器具 備品	ソフト ウェア	その他	合計	
EVOLABLE ASIA Co., Ltd.	ベトナム・ オフィス (ベトナム ・ホーチ ミン市)	ITオフショ ア開発事業	本社機能	28,898	25,685	489	-	55,072	460

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社 (東京都 港区)	オンライ ン旅行事 業	ソフトウ ェア	113,980	24,150	増資資金 自己資金	平成27年 10月	平成28年 9月	(注) 2.
				72,820	-	増資資金	平成28年 10月	平成29年 9月	(注) 2.
				47,330	-	増資資金	平成29年 10月	平成30年 9月	(注) 2.

(注) 1、上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2、完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

(注) 平成27年11月17日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は同日より11,960,000株増加し、12,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,748,100	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,748,100	—	—

(注1) 平成27年11月17日開催の取締役会決議により平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

これにより、株式数は4,732,273株増加し、発行済株式総数は4,748,100株となっております。

(注2) 平成27年11月17日開催の取締役会決議により、定款の一部変更を行い、平成27年12月18日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成20年3月10日の臨時株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社法に基づき、当社従業員および当社子会社従業員の一部に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行することが、平成20年3月10日の臨時株主総会において決議されたものであります。(当社は、平成20年6月27日に取締役会設置会社に移行しましたので当該決議については、臨時株主総会の承認を得ております。)

第1回新株予約権		
	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	200(注1、7)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注1、7)	60,000(注1、6、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000(注2)	34(注2、6)
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～ 平成30年3月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000	発行価格 34 資本組入額 17 (注6)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の権利を行使する時において、当社又は子会社の役員及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 上場後1年間においてはその二分の一を、それ以後においては全数行使出来るものとする。
- ③ 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとする時は、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④ 子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ⑤ 租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。
 - (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
 - (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件

- ① 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年11月17日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 平成28年1月31日現在においては、付与対象者は退職により18名減少し3名であり、新株発行予定数は450,000株失効し、60,000株となっております。

平成23年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社法に基づき、当社役員、当社従業員および外部支援者の一部に対してストックオプションとしての新株予約権を無償で発行する旨、及びその募集事項の決定を取締役に委任する旨が、平成23年8月24日の臨時株主総会における承認決議を得て、平成23年9月30日の臨時取締役会において決議されたものであります。

第2回新株予約権		
	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	380(注1)	375(注1、7)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	380(注1)	112,500(注1、6、7)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000(注2)	134(注2、6)
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日～ 平成33年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 134 資本組入額 67 (注6)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする（1円未満の端数は切り上げる）。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ③ 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④ 租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。
 - (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
 - (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること
- ⑤ 株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。
- ⑥ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権について、上場後1年間はその2分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。) また、上場から1年が経過した日からは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ⑦ その他の権利行使条件は、当社の株主総会及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件

- ① 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
 - (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合
 - ③ 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年11月17日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 平成28年1月31日現在においては、付与対象者は退職により36名減少し24名であり、新株発行予定数は87,000株失効し、112,500株となっております。

平成27年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社法に基づき、当社役員、当社従業員および外部支援者の一部に対してストックオプションとしての新株予約権を無償で発行する旨、及びその募集事項の決定を取締役に委任する旨が、平成27年9月29日の臨時株主総会における承認決議を得て、平成27年9月30日の臨時取締役会において決議されたものであります。

第3回新株予約権		
	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	197(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	197(注1)	59,100(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	572,400(注2)	1,908(注2、6)
新株予約権の行使期間	平成29年10月1日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 572,400 資本組入額 286,200	発行価格 1,908 資本組入額 954 (注6)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ③ 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④ 租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。
 - (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
 - (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること
- ⑤ 当社の株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件

- ① 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
 - (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合
- ③ 消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年11月17日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社法に基づき、当社役員、当社従業員および外部支援者の一部に対してストックオプションとしての新株予約権を無償で発行する旨、及びその募集事項の決定を取締役に委任する旨が、平成27年9月29日の臨時株主総会における承認決議を得て、平成27年9月30日の臨時取締役会において決議されたものであります。

第4回新株予約権		
	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	180(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180(注1)	54,000(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	572,400(注2)	1,908(注2、6)
新株予約権の行使期間	平成28年3月31日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 572,400 資本組入額 286,200	発行価格 1,908 資本組入額 954 (注6)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする（1円未満の端数は切り上げる）。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ③ 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④ 租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。
 - (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
 - (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること
- ⑤ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権について、上場後1年間はその2分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。) また、上場から1年が経過した日からは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ⑥ 株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件

- ① 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
 - (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合
- ③ 消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年11月17日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社法に基づき、当社役員、当社従業員および外部支援者の一部に対してストックオプションとしての新株予約権を無償で発行する旨、及びその募集事項の決定を取締役に委任する旨が、平成27年9月29日の臨時株主総会における承認決議を得て、平成27年9月30日の臨時取締役会において決議されたものであります。

第5回新株予約権		
	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	100(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100(注1)	30,000(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	572,400(注2)	1,908(注2、6)
新株予約権の行使期間	平成28年3月31日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 572,400 資本組入額 286,200	発行価格 1,908 資本組入額 954 (注6)
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする（1円未満の端数は切り上げる）。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ③ 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④ 租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。
 - (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
 - (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること
- ⑤ 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
 - ア. 上場後1年間は、割当てられた新株予約権の4分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - イ. 上場から1年が経過した日からは、割当てられた新株予約権の4分の2について権利行使することができる(前記アにおいて権利行使することが可能になっている4分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ウ. 上場から2年が経過した日からは、割当てられた新株予約権の4分の3について権利行使することができる。(前記アにおいて権利行使することが可能になっている4分の2を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - エ. 上場から3年が経過した日からは、割当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
- ⑥ 株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件

- ① 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
 - (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合
- ③ 消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年11月17日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年10月23日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

会社法に基づき、当社役員、当社従業員および外部支援者の一部に対してストックオプションとしての新株予約権を無償で発行する旨、及びその募集事項の決定を取締役に委任する旨が、平成27年10月23日の臨時株主総会における承認決議を得て、平成27年10月23日の臨時取締役会において決議されたものであります。

第6回新株予約権		
	最近事業年度末現在 (平成27年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年1月31日)
新株予約権の数(個)	—	70(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	21,000(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,908(注2、6)
新株予約権の行使期間	—	平成29年10月24日～ 平成37年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,908 資本組入額 954 (注6)
新株予約権の行使の条件	—	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注5)

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く）には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする（1円未満の端数は切り上げる）。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ② 相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ③ 当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④ 租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。
 - (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
 - (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること
- ⑤ 株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件

- ① 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
 - (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合
- ③ 消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

- ① 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
- ② 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- ③ 権利行使に際して払い込むべき額
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
- ④ 権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等
株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。
- ⑤ 取締役会による譲渡承認
新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年11月17日開催の取締役会決議により、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日 (注) 1	1,000	15,250	20,000	215,000	20,000	20,000
平成27年10月29日 (注) 2	577	15,827	165,137	380,137	165,137	185,137
平成27年12月18日 (注) 3	4,732,273	4,748,100	—	380,137	—	185,137

- (注) 1. 有償第三者割当増資、発行価格40,000円、資本組入額20,000円
割当先 大石崇徳
2. 有償第三者割当増資、発行価格572,400円、資本組入額286,200円
割当先 Fenox Venture Company IX, L.P.、Fenox Venture Company III, L.P.、
Fenox Venture Company VIII, L.P.
3. 株式分割 (1:300) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年1月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	6	—	—	4	10	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	18,135	—	—	29,346	47,481	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	38.19	—	—	61.81	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,748,100	47,481	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,748,100	—	—
総株主の議決権	—	47,481	—

(注) 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成20年3月10日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成20年3月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員21
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本届出書提出日現在の付与対象者は、18名の退職により当社従業員3名であり、新株発行予定数は450,000株失効し、60,000株であります。

第2回新株予約権（平成23年9月30日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成23年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、監査役4、外部支援者4、当社従業員51
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 本届出書提出日現在の付与対象者は、監査役1名、当社従業員35名の退職により、当社取締役1名、監査役3名、外部支援者4名、当社従業員16名であり、新株発行予定数は87,000株失効し、112,500株であります。

第3回新株予約権（平成27年9月30日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成27年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員48
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第4回新株予約権（平成27年9月30日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成27年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役2、外部支援者1、当社従業員47、当社元従業員2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第5回新株予約権（平成27年9月30日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成27年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部支援者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第6回新株予約権（平成27年10月23日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成27年10月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1、当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当項目はありません

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当項目はありません

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当項目はありません

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを保ちながら、収益の増加に連動した配当の実施を基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができるものとしており、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

第9期事業年度の配当につきましては、内部留保に努めるため、配当は実施しておりません。なお、内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業資金、企業体制の強化等に充当することが、株主に対する利益還元につながると考えています。今後の配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

なお、当社は、定款において「当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	吉村 英毅	昭和57年5月23日	平成15年5月 株式会社Valcom設立 代表取締役社長（平成21年10月当社と合併） 平成19年3月 吉村ホールディングス株式会社設立代表取締役社長（現任） 平成19年5月 当社設立 代表取締役社長（現任） 平成27年8月 EVOLABLE ASIA CO., LTD. 取締役就任（現任） 平成27年10月 EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED設立取締役就任（現任）	(注) 3	—
取締役会長	—	大石 崇徳	昭和47年11月19日	平成7年11月 株式会社アイ・ブイ・ティ設立 代表取締役社長（平成23年10月当社と合併） 平成12年8月 株式会社サイバークート設立 代表取締役 平成19年5月 当社設立 平成19年8月 株式会社DTS設立 代表取締役社長（平成21年10月当社と合併） 平成21年10月 当社取締役会長（現任） 平成27年8月 EVOLABLE ASIA CO., LTD. 取締役就任（現任）	(注) 3	2,715,900
取締役 CFO	管理部管 掌	柴田 裕亮	昭和57年8月5日	平成17年3月 監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）入社 平成22年9月 野村證券株式会社に出向（平成24年帰任） 平成27年5月 当社取締役CFO（現任）	(注) 3	—
取締役 CMO	マーケテ ィング ソリュー ション室 管掌	松濤 徹	昭和47年5月10日	平成7年4月 近畿日本ツーリスト株式会社入社 平成12年7月 ヤフー株式会社入社 平成24年10月 グーグル株式会社入社 平成27年11月 当社執行役員CMO 平成27年12月 当社取締役CMO（現任）	(注) 3	—
取締役	—	小林 孝雄	昭和23年10月19日	昭和52年10月 ハーバード大学ビジネススクール助教授 昭和54年9月 東京大学経済学部助教授 平成3年4月 東京大学経済学部教授（現 東京大学大学院経済学研究科） 平成13年4月 東京大学大学院経済学研究科企業市場専攻主任 平成17年4月 東京大学大学院経済学研究科金融システム専攻主任 平成17年5月 東京大学金融教育研究センター運営委員長 平成23年4月 青山学院大学国際マネジメント研究国際マネジメント専攻 教授（現任） 当社取締役（現任） 平成23年6月 東京大学名誉教授（現任） 平成27年4月 マネーフォワード社外取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	—	若林 嗣弘	昭和22年10月27日	昭和46年4月 日清食品株式会社入社 昭和57年3月 Robert Bosch Japan入社 平成元年5月 Jaguar Japan入社 平成5年1月 Barclay Japan入社 平成16年11月 モバイルキャスト株式会社入社 平成18年8月 New City Property Service入社 平成21年6月 当社入社 平成22年6月 当社管理部ゼネラルマネージャー 平成23年3月 当社内部監査室ゼネラルマネージャー 平成23年8月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	岡田 雅仁	昭和27年3月25日	昭和45年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入社 平成16年5月 株式会社すまい取締役 平成20年7月 株式会社コスモライフ常務取締役 平成20年8月 株式会社M&Eコンサルティング代表取締役（現任） 平成22年10月 当社監査役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	天屯 吉明	昭和23年7月21日	昭和46年11月 昭和51年9月 平成12年6月 平成20年1月 平成20年6月 平成22年8月 平成23年4月	株式会社伊勢善入社 大京化学株式会社入社 衆議院議員公設第一秘書 株式会社TKMC設立代表取締役(現任) 当社社外取締役(平成23年4月退任) 株式会社エレクトックコーポレーション専務取締役就任 当社監査役(現任)	(注)4	—
監査役	—	森田 正康	昭和51年1月14日	平成11年9月 平成14年4月 平成15年6月 平成17年5月 平成18年12月 平成21年4月 平成23年12月 平成26年4月 平成26年12月 平成27年5月 平成27年5月 平成27年9月	株式会社スペースアルク取締役 NPO教育支援協会理事 株式会社アルク取締役 株式会社代々木高校取締役就任(現任) 株式会社ヒトメディア代表取締役(現任) 株式会社English Central取締役(現任) 株式会社トランネット取締役(現任) Classi株式会社取締役(現任) 株式会社AMPLE 取締役(現任) 当社非常勤監査役(現任) 株式会社ヒトトキインキュベーター代表取締役(現任) 株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS取締役(現任) English Central Inc. 取締役(現任) 株式会社オープンエイト社外取締役(現任)	(注)4	—
計							2,715,900

- (注) 1. 取締役小林孝雄は、社外取締役であります。
2. 監査役岡田雅仁、森田正康は社外監査役であります。
3. 平成27年12月18日開催の定時株主総会終結の時から平成29年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成27年12月18日開催の定時株主総会終結の時から平成31年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は以下のとおりであります。

役名	役職	氏名
執行役員	ITオフショア開発事業部GM	秋山 匡秀
執行役員	オンライン旅行事業部GM	増田 武
執行役員	経営企画室長	王 伸

イ) 取締役会

当社の経営の意思決定および取締役の職務執行状況の監督・管理を行う機関である取締役会は、代表取締役社長をはじめとした取締役5名で構成されており、経営監督機能の強化を図るため、うち1名を社外取締役として選任しております。

なお、取締役会は原則として月1回開催しており、取締役会規程に基づいて経営並びに業務執行に関する決定・報告が行われております。

また、別途必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会に付議される事項は、事前に経営企画室によってとりまとめられ、必要に応じて補足資料を補充するなど取締役会の機動的な運営に努めております。

ロ) 経営戦略会議

取締役、監査役、執行役員および各部門責任者で構成されております。経営戦略会議では、経営計画に関する事項、事業・販売計画に関する事項、予算に関する事項、財務に関する事項、人事労務に関する事項など幅広い経営課題について進捗状況を確認し議論を行うことで、業務執行の権限と責任を明確にし、迅速かつ適正な意思決定を図り、経営の透明性及び効率性の向上に努めています。

ハ) 監査役会

当社は、平成25年2月より監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役3名で構成しております。また、企業経営の監督を強化するために、監査役4名のうち2名を社外監査役として選任しております。

なお、監査役会は、監査役会規程に基づいて、原則として月1回開催しております。

監査役が、原則として取締役会その他の重要会議にも出席して必要に応じて意見を述べることで、取締役会等の運営及び取締役の職務執行に関わる経営の監視機能の充実化が図られております。

また、業務状況の確認を通じ、取締役の職務執行の状況を監査しております。

なお、監査役は会計監査人および内部監査責任者と緊密な連携を保ちながら、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性及び効率性の向上を目指しております。

二) 内部監査及び業務監査

当社の経営企画室及び監査役は、会計監査人と適時に情報交換を行い、内部監査及び業務監査に関わる監査方法や監査結果の妥当性などを確認しております。

・内部監査の状況

当社の内部監査は、経営企画室所属の内部監査責任者及び内部監査担当者3名の4名で構成されます。内部監査責任者は監査計画を策定し、基本的には事業年度ごとのローテーションにより各組織の監査を実施しております。内部監査責任者は、監査役会及び会計監査人との連携の下に、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の監査結果ならびに改善点につきましては、内部監査責任者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告に基づき、代表取締役社長から改善などの指示がある場合には、内部監査責任者は速やかに被監査部門組織の責任者に対してその旨文書で通知いたします。その後の改善状況につきましては、被監査部門である各組織の責任者が、指定期限までに内部監査責任者を経由して代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出し、適切な時期に経営企画室がフォローアップ監査を行います。

・業務監査の状況

当社の常勤監査役及び非常勤監査役は、監査方針に基づき取締役の職務執行、取締役会開催に関わる招集・運営・付議議案の適法性、意思決定過程の妥当性について監視するとともに、書類の閲覧やヒアリングを通じた内部統制システムの運用に関わる監査を適宜実施しております。その監査結果は、毎月開催される監査役会及び取締役会にて報告され、重要事項については取締役会で改善などの協議がなされています。

③ リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上抱える各種リスクを総合的に評価・分析して、それらを未然に防止・軽減し適切な対処を行うべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。全社的なリスク管理体制の整備については、管理部を管轄する取締役を管轄役員とし、管理部を責任部署としております。また、個人情報の管理についても、「プライバシーマーク」を取得し、その管理を徹底する体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努めております。

④ コンプライアンス体制の整備状況

当社は、事業を営むにあたって法令・定款・社会規範を遵守した行動をとるために、コンプライアンス規程を定めて全従業員に対してその周知・徹底を図っております。また、その下位規程として、公益通報者保護規程、インサイダー取引規程、反社会的勢力対策に関する規程などを定めて、全社にそれらを周知し組織一丸となってコンプライアンスのために適切な措置を講じています。

⑤ 内部統制システムの整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針を、平成27年7月開催の取締役会で定めています。本方針に基づき、監査役及び当社内部監査担当者を中心に、内部統制システムが有効に機能する体制の構築をしております。また、当社子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営状況をモニタリングするとともに、定期的又は必要に応じて随時開催するグループ経営会議において情報の共有を行っております。なお、基本方針の概要は以下の通りです。

- A. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
 - ・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
 - ・当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - ・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - ・当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- B. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - ・当社は、「個人情報取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- C. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
 - ・当社は、経営戦略会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - ・当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。
- D. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
 - ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
 - ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - ・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を毎月1回以上開催する。

- E. 当社及びその子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - ・ 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - ・ 当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - ・ 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - ・ 当社の監査役及び監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- F. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化する。
 - ・ 当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の取締役会等の決定機関において事前承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、定期的又は必要に応じて随時開催するグループ経営会議において、当社及び当社の関連部門に報告するものとする。
 - ・ 当社内部監査部門は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。
- G. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
 - ・ 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - ・ 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- H. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制
- ・ 当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
 - ・ 当社及びその子会社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
- I. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社の監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
 - ・ 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
 - ・ 当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
 - ・ 当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。
- J. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
- ・ 当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- ・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- ・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

⑥ 情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、顧客の氏名・生年月日・住所等の個人情報保有しておりますので、適切な情報資産の保護・管理を行うことが重要な社会的責任であると認識しています。当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より登録番号第17001067(02)号のプライバシーマークの使用許可の認証取得を受けております。

個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）及び個人情報に関するJIS規格（JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステムの要求事項）に適合した個人情報保護方針を策定し、PMS（個人情報保護のマネジメントシステム）運営規程、情報セキュリティ環境規程・個人情報取扱規程などを定めて個人情報保護体制の整備を図るとともに、入退室管理とデータ管理等に関して継続的な見直しや改善並びに社内教育を通じて運用面での充実を図っています。

また、適時に監査を実施し是正勧告を行うことで情報セキュリティ体制の実効性を高めています。

⑦ コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近一年間における実施状況

当社では、コンプライアンス体制の構築・強化を推進するため、管理体制の強化を中心に体制整備を行ってまいりました。管理体制としては、平成27年7月開催の取締役会において、コンプライアンス規程の改訂及びコンプライアンス委員会の立ち上げを決定し、併せて内部統制システム構築に関する決議を行っております。

また、全社員が参加して月一回行われる「全体会」において常に周知・徹底、法令遵守に対する意識の向上及び状況の把握に努めております。

⑧ 会計監査の状況

当社は三優監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。当事業年度における会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりです。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 業務執行社員 岩田亘人

公認会計士 業務執行社員 川村啓文

当社の財務諸表について、継続監査年数が7年超にわたっている公認会計士はおりません。

ロ) 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 5名

その他 6名

⑨ 会社と会社の社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外取締役は、小林孝雄1名であり、同氏と当社の間には、当社の新株予約権を30個保有することを除き、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社の社外監査役は、岡田雅仁及び森田正康の2名であります。岡田雅仁と当社の間には、当社の新株予約権を20個保有することを除き、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。森田正康と当社の間には、当社株式3,000株を間接的に保有していること及び森田正康本人が当社の新株予約権を5個保有することを除き、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

イ) 社外取締役及び社外監査役の構成

社外取締役 1名

社外監査役 2名

⑩ 役員報酬の内容

当社取締役及び監査役（社外取締役、社外監査役を含む）の役員報酬は、定額報酬のみで構成されており、これらの報酬水準は国内企業における役員報酬に対する調査結果を考慮して設定しております。

第9期事業年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下の通りであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	40,000	40,000	3
監査役 (社外監査役を除く)	5,395	5,395	2
社外取締役	1,200	1,200	1
社外監査役	2,400	2,400	2
合計	48,995	48,995	8

⑪ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以下とし、社外取締役を1名以上とする旨を定款に定めております。

⑫ 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらない旨を、定款に定めております。

⑬ 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

⑭ 中間配当の決定機関

当社では、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的とするものであります。

⑮ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑯ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑰ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

⑱ 支配株主と取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の取締役会長である大石崇徳は、当社の総株主の議決権の57.2%を所有しており、支配株主に該当しております。当該支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について、社外取締役1名及び社外監査役2名が参加する当社取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定し、少数株主の保護に努めてまいります。また、監査役会においては、取引の妥当性を検証することで、取締役の少数株主に配慮した職務執行を担保しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	7,000	300	8,000	—
連結子会社	1,516	—	1,575	—
計	8,516	300	9,575	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

監査受嘱のための予備調査を受けております。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針については、監査時間の見積りに基づく監査報酬を基に、各連結会計年度毎に当該監査公認会計士等と協議を行い、決定し、監査役会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)及び当連結会計年度(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成25年10月1日から平成26年9月30日まで)及び当事業年度(平成26年10月1日から平成27年9月30日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)の四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	228,856	※4 638,984
受取手形及び売掛金	398,574	609,909
商品及び製品	12,963	75,460
仕掛品	※5 53,054	—
繰延税金資産	37,695	16,558
未収入金	88,816	100,290
その他	74,405	80,084
貸倒引当金	△1,880	△329
流動資産合計	892,485	1,520,957
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 31,018	※1 33,347
車両運搬具（純額）	※1 656	※1 382
工具、器具及び備品（純額）	※1 27,546	※1 26,954
有形固定資産合計	59,221	60,684
無形固定資産		
のれん	53,122	40,619
ソフトウェア	46,334	113,981
無形固定資産合計	99,457	154,600
投資その他の資産		
投資有価証券	3,900	3,900
関係会社株式	—	※2 10,000
繰延税金資産	1,604	5,021
差入保証金	216,121	303,777
破産更生債権等	39,910	41,882
その他	309	5,245
貸倒引当金	△39,910	△41,882
投資その他の資産合計	221,935	327,943
固定資産合計	380,613	543,229
資産合計	1,273,099	2,064,186

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	514,118	668,841
短期借入金	※3 227,116	※3 325,108
未払金	79,284	215,062
未払費用	53,571	68,110
未払法人税等	16,569	72,372
賞与引当金	20,454	43,428
ポイント引当金	442	763
1年内返済予定の長期借入金	—	18,204
為替予約	—	1,596
その他	110,240	73,298
流動負債合計	1,021,799	1,486,786
固定負債		
長期借入金	—	99,778
長期預り保証金	49,456	80,387
固定負債合計	49,456	180,165
負債合計	1,071,255	1,666,952

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	215,000	215,000
資本剰余金	20,000	20,000
利益剰余金	△67,934	104,548
株主資本合計	167,065	339,548
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	—	△1,075
為替換算調整勘定	2,289	3,093
その他の包括利益累計額合計	2,289	2,018
少数株主持分	32,489	55,668
純資産合計	201,843	397,234
負債純資産合計	1,273,099	2,064,186

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成27年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	964,853
受取手形及び売掛金	616,721
商品及び製品	46,500
繰延税金資産	15,796
未収入金	69,253
その他	120,586
貸倒引当金	△262
流動資産合計	1,833,450
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	29,445
車両運搬具（純額）	343
工具、器具及び備品（純額）	26,455
有形固定資産合計	56,244
無形固定資産	
のれん	37,493
ソフトウェア	131,612
無形固定資産合計	169,105
投資その他の資産	
投資有価証券	3,900
繰延税金資産	5,021
差入保証金	289,470
破産更生債権等	42,001
その他	5,706
貸倒引当金	△42,001
投資その他の資産合計	304,098
固定資産合計	529,448
資産合計	2,362,899

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成27年12月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	624,441
短期借入金	325,136
未払金	153,757
未払費用	83,277
未払法人税等	37,398
賞与引当金	47,112
ポイント引当金	1,156
1年内返済予定の長期借入金	18,204
為替予約	993
その他	55,720
流動負債合計	1,347,198
固定負債	
長期借入金	96,077
長期預り保証金	98,023
固定負債合計	194,100
負債合計	1,541,299

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間
(平成27年12月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	380,137
資本剰余金	185,137
利益剰余金	186,913
株主資本合計	752,188
その他の包括利益累計額	
繰延ヘッジ損益	△664
為替換算調整勘定	3,520
その他の包括利益累計額合計	2,855
非支配株主持分	66,555
純資産合計	821,599
負債純資産合計	2,362,899

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	1,451,127	2,754,912
売上原価	※4 348,689	※4 729,776
売上総利益	1,102,437	2,025,135
販売費及び一般管理費	※1 1,003,186	※1 1,712,260
営業利益	99,251	312,875
営業外収益		
受取利息	150	254
受取配当金	—	40
為替差益	1,793	1,977
助成金収入	—	566
その他	714	1,791
営業外収益合計	2,657	4,629
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	2,203	1,971
支払利息	6,015	9,741
その他	297	200
営業外費用合計	8,517	11,913
経常利益	93,391	305,591
特別利益		
固定資産売却益	※2 79	※2 1,052
投資有価証券売却益	1,999	—
特別利益合計	2,079	1,052
特別損失		
固定資産売却損	—	※3 318
訴訟関連費用	—	2,466
特別損失合計	—	2,784
税金等調整前当期純利益	95,471	303,858
法人税、住民税及び事業税	25,235	90,680
法人税等調整額	812	18,289
法人税等合計	26,048	108,969
少数株主損益調整前当期純利益	69,423	194,888
少数株主利益	24,423	22,405
当期純利益	44,999	172,482

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	69,423	194,888
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	—	△1,075
為替換算調整勘定	3,980	1,576
その他の包括利益合計	※1 3,980	※1 501
包括利益	73,403	195,390
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	46,497	172,013
少数株主に係る包括利益	26,906	23,377

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	832,810
売上原価	159,211
売上総利益	673,598
販売費及び一般管理費	530,574
営業利益	143,023
営業外収益	
受取利息	112
受取配当金	-
為替差益	530
その他	622
営業外収益合計	1,265
営業外費用	
貸倒引当金繰入額	119
支払利息	2,589
上場関連費用	2,000
その他	343
営業外費用合計	5,051
経常利益	139,237
特別利益	
固定資産売却益	1,060
特別利益合計	1,060
特別損失	
固定資産売却損	830
特別損失合計	830
税金等調整前四半期純利益	139,467
法人税等	46,362
四半期純利益	93,105
非支配株主に帰属する四半期純利益	10,739
親会社株主に帰属する四半期純利益	82,365

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
四半期純利益	93,105
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	410
為替換算調整勘定	574
その他の包括利益合計	985
四半期包括利益	94,090
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	83,203
非支配株主に係る四半期包括利益	10,887

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	215,000	20,000	△112,934	122,065
当期変動額				
当期純利益			44,999	44,999
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	44,999	44,999
当期末残高	215,000	20,000	△67,934	167,065

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	259	259	6,115	128,440
当期変動額					
当期純利益					44,999
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	2,029	2,029	26,374	28,404
当期変動額合計	—	2,029	2,029	26,374	73,403
当期末残高	—	2,289	2,289	32,489	201,843

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	215,000	20,000	△67,934	167,065
当期変動額				
当期純利益			172,482	172,482
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	172,482	172,482
当期末残高	215,000	20,000	104,548	339,548

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	—	2,289	2,289	32,489	201,843
当期変動額					
当期純利益					172,482
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,075	804	△271	23,179	22,907
当期変動額合計	△1,075	804	△271	23,179	195,390
当期末残高	△1,075	3,093	2,018	55,668	397,234

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	95,471	303,858
減価償却費	19,769	63,843
引当金の増減額 (△は減少)	47,458	△69,197
受取利息及び受取配当金	△150	△294
支払利息	6,015	9,741
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1,999	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	△79	△733
売上債権の増減額 (△は増加)	43,708	△239,936
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△96,880	83,285
仕入債務の増減額 (△は減少)	28,436	154,723
差入保証金の増減額 (△は増加)	△31,810	△78,510
長期預り保証金の増減額 (△は減少)	45,166	30,931
その他の資産の増減額 (△は増加)	21,942	△24,127
その他の負債の増減額 (△は減少)	44,744	143,265
小計	221,791	376,847
利息及び配当金の受取額	150	294
利息の支払額	△6,089	△9,946
法人税等の支払額	△55,955	△35,743
営業活動によるキャッシュ・フロー	159,896	331,453
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	△2,000	△10,000
関係会社株式の売却による収入	2,000	—
投資有価証券の売却による収入	2,000	—
有形固定資産の取得による支出	△28,934	△36,481
有形固定資産の売却による収入	394	1,080
無形固定資産の取得による支出	△28,653	△82,537
事業譲受による支出	※2 △75,000	—
敷金の差入による支出	△9,251	△9,101
担保預金の預入による支出	—	△30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△139,444	△167,039

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	111,869	98,043
長期借入れによる収入	—	130,000
長期借入金の返済による支出	—	△12,018
財務活動によるキャッシュ・フロー	111,869	216,025
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,697	△310
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	134,019	380,128
現金及び現金同等物の期首残高	94,836	228,856
現金及び現金同等物の期末残高	※1 228,856	※1 608,984

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

EVOLABLE ASIA CO., LTD.

(2) 主要な非連結子会社

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品……個別法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。なお、在外子会社では全ての有形固定資産について、定額法で償却しております。

建物 6～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 受注損失引当金

連結会計年度末のシステム開発の受託案件のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間（5年）にわたって均等償却しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

EVOLABLE ASIA CO., LTD

(2) 主要な非連結子会社名

㈱TRIPSTAR

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社の名称

㈱TRIPSTAR

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、EVOLABLE ASIA CO., LTD. は決算日を12月末日から9月末日に変更し、連結決算日に統一いたしました。

従来より連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を基礎として連結を行っているため、この決算日変更による連結財務諸表に与える影響はありません。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……移動平均法による原価法

その他の有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③ デリバティブ……時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。なお、在外子会社では全ての有形固定資産について、定額法で償却しております。

建物 6～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……為替予約
- ・ヘッジ対象……外貨建売上債権及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

社内規程に基づき、為替変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引のうちヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるものについては、有効性の判定を省略しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間（5年）にわたって均等償却しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
建物	20,857千円	31,255千円
車両運搬具	298千円	572千円
工具、器具及び備品	23,611千円	49,355千円
合計	44,768千円	81,183千円

※2 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
関係会社株式	—	10,000千円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	150,000千円	200,000千円
借入実行額	116,000千円	200,000千円
差引額	34,000千円	—千円

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
定期預金	—	30,000千円
計	—	30,000千円

(注) 上記の定期預金は、営業債務に対する金融機関の支払保証に対して、担保に供しております。

※5 たな卸資産および受注損失引当金の相殺表示

損失が見込まれるプロジェクト等に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しています。相殺表示したたな卸資産に対応する受注損失引当金の額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
仕掛品に係るもの	92,727千円	—
計	92,727千円	—

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
給料及び手当	157,719千円	278,637千円
広告宣伝費	369,184千円	661,694千円
販売手数料	97,552千円	218,800千円
賞与引当金繰入額	19,791千円	44,294千円
貸倒引当金繰入額	△1,150千円	△1,550千円
ポイント引当金繰入額	98千円	320千円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
工具、器具及び備品	79千円	1,052千円

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
工具、器具及び備品	—	318千円

※4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額(△は戻入額)は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
	29,427千円	△92,727千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	—	△1,596千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	△1,596千円
税効果額	—	521千円
繰延ヘッジ損益	—	△1,075千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	3,980千円	1,576千円
組替調整額		
税効果調整前	3,980千円	1,576千円
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	3,980千円	1,576千円
その他の包括利益合計	3,980千円	501千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,275	—	—	11,275
無議決権株式(株)	3,975	—	—	3,975
合計(株)	15,250	—	—	15,250

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,275	3,975	—	15,250
無議決権株式(株)	3,975	—	3,975	—
合計(株)	15,250	3,975	3,975	15,250

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

無議決権株式の普通株式への種類変更による増加 3,975株

無議決権株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

無議決権株式の普通株式への種類変更による減少 3,975株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金	228,856千円	638,984千円
担保資産として預入をしている定期預金	—	△30,000千円
現金及び現金同等物	228,856千円	608,984千円

※2 前連結会計年度に実施した当社の株式会社空旅ドットコムの旅行関連事業の事業譲受に係る資産及び負債の内訳ならびに事業の譲受価額と事業譲受による支出は次のとおりです。

流動資産	7,979千円
固定資産	4,611千円
流動負債	—
固定負債	—
のれん	62,409千円
事業譲受による支出	75,000千円

(リース取引関係)

リース取引については、いずれも事業内容に照らして重要性が乏しく、また、リース契約1件当たりの金額が少額なため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。

また、資金の運用については預金等を行っております。

デリバティブ取引については、該当事項はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金の主な内容は、仕入先である航空会社に対して差入れた保証金であり、仕入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	228,856	228,856	—
(2) 受取手形及び売掛金	398,574		—
貸倒引当金(※)	△1,318		—
	397,256	397,256	—
(3) 未収入金	88,816		
貸倒引当金(※)	△562		
	88,254	88,254	—
(4) 破産更生債権等	39,910		
貸倒引当金(※)	△39,910		
	—	—	—
資産計	714,366	714,366	—
(1) 支払手形及び買掛金	514,118	514,118	—
(2) 短期借入金	227,116	227,116	—
(3) 未払金	79,284	79,284	—
(4) 未払法人税等	16,569	16,569	—
負債計	837,087	837,087	—

(※) 受取手形及び売掛金、未収入金、及び破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

これらは担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成26年9月30日
投資有価証券 ※1	3,900
差入保証金 ※2	216,121
長期預り保証金 ※3	49,456

※1. 投資有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

- ※2. 差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。
- ※3. 長期預り保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	228,856	—	—	—
受取手形及び売掛金	398,574	—	—	—
未収入金	88,816	—	—	—

(注4) 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	227,116	—	—	—	—	—

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。

また、資金の運用については預金等を行っております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを軽減することを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金の主な内容は、仕入先である航空会社に対して差入れた保証金であり、仕入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、外貨建売上債権及び外貨建予定取引の為替変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(4)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は本社経理本部が行っております。

なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	638,984	638,984	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (※1)	609,909 △240	609,668	—
(3) 未収入金 貸倒引当金 (※1)	100,290 △89	100,201	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金 (※1)	41,882 △41,882	—	—
資産計	1,348,854	1,348,854	—
(1) 支払手形及び買掛金	668,841	668,841	—
(2) 短期借入金	325,108	325,108	—
(3) 未払金	215,062	215,062	—
(4) 未払法人税等	72,372	72,372	—
(5) 長期借入金 (※2)	117,982	118,188	206
負債計	1,399,366	1,399,571	206
デリバティブ取引	(1,596)	(1,596)	—

(※1) 受取手形及び売掛金、未収入金、及び破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

これらは担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は () で表示する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	平成27年9月30日
投資有価証券 ※1	3,900
関係会社株式 ※1	10,000
差入保証金 ※2	303,777
長期預り保証金※3	80,387

- ※1. 投資有価証券、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。
- ※2. 差入保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。
- ※3. 長期預り保証金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	638,984	—	—	—
受取手形及び売掛金	609,909	—	—	—
未収入金	100,290	—	—	—

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	325,108	—	—	—	—	—
長期借入金	18,204	18,204	18,204	18,054	8,004	37,312

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成26年9月30日)

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

当連結会計年度(平成27年9月30日)

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成27年9月30日)		
			契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建				
	米ドル	外貨建売上債権 及び 外貨建予定取引	183,957	—	△1,596

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

- ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員21名	当社取締役1名 当社監査役4名 外部支援者4名 当社従業員51名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,700株(注1)	普通株式 665株(注1)
付与日	平成20年3月31日	平成23年9月30日
権利確定条件	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年3月9日	自平成25年10月1日 至平成33年8月23日

(注1)株式数に換算して記載しております。

(注2)上記のほか、その他の権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

また、会社法ならびにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	245	450
付与	—	—
失効	45	65
権利確定	200	385
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	200	385
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	200	385

②単価情報

	第1回新株予約 権	第2回新株予約 権
権利行使価格 (円)	10,000	40,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | | |
|----------------------------------|---|----|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | — | 千円 |
| (2) 当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 | — | 千円 |

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員21名	当社取締役1名 当社監査役4名 外部支援者4名 当社従業員51名	当社取締役1名 当社従業員48名	当社監査役2名 外部支援者1名 当社従業員47名 当社元従業員2名	外部支援者1名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,700株(注1)	普通株式 665株(注1)	普通株式 197株(注1)	普通株式 180株(注1)	普通株式 100株(注1)
付与日	平成20年3月31日	平成23年9月30日	平成27年9月30日	平成27年9月30日	平成27年9月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年4月1日 至 平成30年3月9日	自 平成25年10月1日 至 平成33年8月23日	自 平成29年10月1日 至 平成37年9月29日	自 平成28年3月31日 至 平成37年9月29日	自 平成28年3月31日 至 平成37年9月29日

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 上記のほか、その他の権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

また、会社法ならびにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	197	180	100
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	197	180	100
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	200	385	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	5	—	—	—
未行使残	200	380	—	—	—

②単価情報

	第1回新株予約 権	第2回新株予約 権	第3回新株予約 権	第4回新株予約 権	第5回新株予約 権
権利行使価格 (円)	10,000	40,000	572,400	572,400	572,400
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | | |
|----------------------------------|---|----|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | — | 千円 |
| (2) 当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 | — | 千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
仕掛品	33,047	—
貸倒引当金	14,779	14,576
貸倒損失	5,880	5,709
未払事業税等	2,309	5,567
賞与引当金	1,824	5,784
減価償却費	1,094	956
未払費用	—	7,266
その他	468	1,920
繰延税金資産小計	59,405	41,780
評価性引当額	△20,104	△20,200
繰延税金資産合計	39,300	21,579

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
流動資産—繰延税金資産	37,695	16,558
固定資産—繰延税金資産	1,604	5,021

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当連結会計年度 (平成27年9月30日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	35.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.4%	2.2%
子会社との税率差異	△19.9%	△5.4%
留保金課税	0.3%	2.7%
住民税均等割	0.6%	0.2%
税率変更による影響	1.6%	0.1%
その他	0.2%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3%	35.9%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年10月1日から平成28年9月30日までのものは33.1%、平成28年10月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①事業を譲り受ける相手企業の名称及びその事業内容

相手企業の名称 株式会社空旅ドットコム

事業の内容 航空券販売事業

②事業譲受を行った主な理由

株式会社空旅ドットコムは当社のBtoB事業におけるホールセールでの得意先でありましたが、自社媒体での直販を行うことによる業容拡大が期待できるため、事業譲受を行いました。

③事業譲受日

平成26年1月6日

④企業結合の法的形式

事業譲受

⑤結合後企業の名称

株式会社エボラブルアジア

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする事業譲受であるため。

(2) 連結財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

平成26年1月6日から平成26年9月30日

(3) 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得の対価(現金)75,000千円(消費税込)

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

62,409千円

②発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 7,979千円

固定資産 4,611千円

資産合計 12,590千円

なお、事業譲受日に引き受けた負債はありません。

(6) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

概算額の算定が困難であり、試算しておりません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別の事業部及び子会社を置き、各事業部及び子会社は、サービスの向上と売上及び利益の拡大を目指し、国内外で事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業部及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「オンライン旅行」「ITオフショア開発」「その他事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

報告セグメント	属するサービスの内容
オンライン旅行	オンライン総合旅行サービス
ITオフショア開発	ラボ型オフショア開発サービス
その他事業	システム開発サービス

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	オンライン旅行	ITオフショア開発	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	996,799	342,658	111,669	1,451,127	—	1,451,127
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	114,032	—	114,032	△114,032	—
計	996,799	456,690	111,669	1,565,159	△114,032	1,451,127
セグメント利益又は 損失(△)	346,190	31,774	△71,670	306,295	△207,043	99,251

(注) 1. セグメント利益の調整額△207,043千円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産は、最高経営責任者が業績を評価する対象となっていないため、記載しておりません。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント間取引における取引価格の決定方法については、独立した第三者間の取引を勘案し、交渉の上決定しております。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別の事業部及び子会社を置き、各事業部及び子会社は、サービスの向上と売上及び利益の拡大を目指し、国内外で事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業部及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「オンライン旅行」「ITオフショア開発」「その他事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

報告セグメント	属するサービスの内容
オンライン旅行	オンライン総合旅行サービス
ITオフショア開発	ラボ型オフショア開発サービス
その他事業	システム開発サービス

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	オンライン旅行	ITオフショア開発	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,717,767	878,724	158,420	2,754,912	—	2,754,912
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	135,543	—	135,543	△135,543	—
計	1,717,767	1,014,267	158,420	2,890,455	△135,543	2,754,912
セグメント利益	561,703	18,748	3,070	583,521	△270,646	312,875

(注) 1. セグメント利益の調整額△270,646千円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産は、最高経営責任者が業績を評価する対象となっていないため、記載しておりません。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント間取引における取引価格の決定方法については、独立した第三者間の取引を勘案し、交渉の上決定しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	合計
1,108,469	342,658	1,451,127

(注) 売上高は事業所の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	合計
6,253	52,967	59,221

(注) 有形固定資産は事業所の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	合計
1,876,188	878,724	2,754,912

(注) 売上高は事業所の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	合計
6,100	54,584	60,684

(注) 有形固定資産は事業所の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

	オンライン旅行	ITオフショア開発	その他事業	合計
当期償却額	9,382	—	—	9,382
当期末残高	53,122	—	—	53,122

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

	オンライン旅行	ITオフショア開発	その他事業	合計
当期償却額	12,503	—	—	12,503
当期末残高	40,619	—	—	40,619

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表取締役	(被所有)間接44.6	-	当社借入に対する債務被保証(注)1	216,000	-	-
							当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	230,776	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役会長	(被所有)直接50.4	-	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	223,813	-	-
役員及び近親者が議決権の過半数を所有する会社	吉村ホールディングス株式会社(注)3	東京都港区	30,000	資産管理会社	(被所有)直接44.6	役員の兼任1名	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	223,813	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である吉村英毅より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である吉村英毅、取締役会長である大石崇徳、主要株主である吉村ホールディングス株式会社より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 吉村ホールディングス株式会社は、当社役員吉村英毅及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表取締役	(被所有)間接31.6	-	当社借入に対する債務被保証(注)1	417,982	-	-
							当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	259,556	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役会長	(被所有)直接61.4	-	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	247,535	-	-
役員及び近親者が議決権の過半数を所有する会社	吉村ホールディングス株式会社(注)3	東京都港区	30,000	資産管理会社	(被所有)直接31.6	役員の兼任1名	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	247,535	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である吉村英毅より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である吉村英毅、取締役会長である大石崇徳、主要株主である吉村ホールディングス株式会社より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 吉村ホールディングス株式会社は、当社役員吉村英毅及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	37.02円	74.66円
1株当たり当期純利益金額	9.84円	37.70円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	44,999	172,482
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	44,999	172,482
普通株式の期中平均株式数(株)	4,575,000	4,575,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	普通株式175,500株(新株予約権の数585個) 平成20年3月10日 株主総会決議ストック・オプション<新株予約権> 普通株式60,000株(新株予約権の数200個) 平成23年9月30日 株主総会決議ストック・オプション<新株予約権> 普通株式115,500株(新株予約権の数385個)	普通株式317,100株(新株予約権の数1,057個) 平成20年3月10日 株主総会決議ストック・オプション<新株予約権> 普通株式60,000株(新株予約権の数200個) 平成23年9月30日 株主総会決議ストック・オプション<新株予約権> 普通株式114,000株(新株予約権の数380個) 平成27年9月30日 株主総会決議ストック・オプション<新株予約権> 普通株式59,100株(新株予約権の数197個) 平成27年9月30日 株主総会決議ストック・オプション<新株予約権> 普通株式54,000株(新株予約権の数180個) 平成27年9月30日 株主総会決議ストック・オプション<新株予約権> 普通株式30,000株(新株予約権の数100個)

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成27年9月30日開催の取締役会において、Fenox Venture Company IX, L.P.、Fenox Venture Company VIII, L.P.及びFenox Venture Company III, L.P.を割当先とした第三者割当による新株式の発行について決議し、平成27年10月29日に払込みが完了いたしました。その概要は次の通りであります。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式577株
(2) 払込金額	1株につき金572,400円
(3) 払込金額の総額	金330,274,800円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加資本金165,137,400円 増加資本準備金165,137,400円
(5) 払込期日	平成27年10月29日
(6) 割当先及び割当株式数	Fenox Venture Company IX, L.P. 450株 Fenox Venture Company VIII, L.P. 36株 Fenox Venture Company III, L.P. 91株

2. 株式分割

当社は、平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月18日付をもって株式分割を実施いたしました。

(1) 株式の分割、単元株制度の採用の目的

株式公開を見据えた機動的な資本政策に予め備えるため、株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年12月17日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株当たり300株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式

分割前の発行済株式総数	15,827株
今回の分割により増加した株式数	4,732,273株
分割後の発行済株式総数	4,748,100株

③ 分割の効力発生日

平成27年12月18日

なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当社の子会社であるEVOLABLE ASIA CO., LTDがEVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITEDを平成27年11月18日に新たに設立したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めておりません。

(会計方針の変更等)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
減価償却費	19,264千円
のれん償却額	3,125 "

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年10月29日付で、Fenox Venture Company IX, L.P.、Fenox Venture Company VIII, L.P.及びFenox Venture Company III, L.P.から第三者割当増資の払込を受けました。この結果、当第1四半期連結累計期間において資本金が165,137千円、資本準備金が165,137千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が380,137千円、資本剰余金が185,137千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	オンライン 旅行	ITオフショア 開発	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	562,366	268,061	2,382	832,810	—	832,810
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	32,125	—	32,125	△32,125	—
計	562,366	300,186	2,382	864,935	△32,125	832,810
セグメント利益又は損 失(△)	216,021	18,897	△11	234,907	△91,883	143,023

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額△91,883千円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2 セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	17.54円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	82,365
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	82,365
普通株式の期中平均株式数(株)	4,695,417
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの 概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の未行使残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】（平成27年9月30日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	227,116	325,108	1.62	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	18,204	1.44	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	—	99,778	1.40	平成37年5月20日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	227,116	443,090	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	18,204	18,204	18,054	8,004

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	204,432	※2 577,748
売掛金	370,195	※3 566,594
商品及び製品	12,963	75,460
仕掛品	53,821	—
前渡金	8,700	12,598
前払費用	57,051	32,790
繰延税金資産	37,695	16,558
未収入金	88,377	98,857
その他	※3 3,127	※3 12,528
貸倒引当金	△1,880	△329
流動資産合計	834,483	1,392,806
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	3,692	4,449
車両運搬具（純額）	656	382
工具、器具及び備品（純額）	1,904	1,268
有形固定資産合計	6,253	6,100
無形固定資産		
のれん	53,047	40,566
ソフトウェア	46,141	115,211
無形固定資産合計	99,189	155,777
投資その他の資産		
投資有価証券	3,900	3,900
関係会社株式	—	10,000
関係会社出資金	9,591	9,591
繰延税金資産	1,604	5,021
差入保証金	※3 242,773	※3 346,286
破産更生債権等	39,910	41,882
その他	309	5,245
貸倒引当金	△39,910	△41,882
投資その他の資産合計	258,178	380,043
固定資産合計	363,621	541,922
資産合計	1,198,105	1,934,728

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	514,118	668,841
短期借入金	※1 216,000	※1 300,000
1年内返済予定の長期借入金	—	18,204
未払金	※3 96,580	※3 190,580
未払費用	—	22,361
未払法人税等	14,514	68,818
前受金	60,138	29,969
預り金	※3 65,867	※3 83,642
賞与引当金	5,118	16,717
ポイント引当金	442	763
為替予約	—	1,596
その他	30,618	55,872
流動負債合計	1,003,398	1,457,367
固定負債		
長期預り保証金	49,456	80,387
長期借入金	—	99,778
固定負債合計	49,456	180,165
負債合計	1,052,854	1,637,532

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	215,000	215,000
資本剰余金		
資本準備金	20,000	20,000
資本剰余金合計	20,000	20,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△89,748	63,271
利益剰余金合計	△89,748	63,271
株主資本合計	145,251	298,271
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	—	△1,075
評価・換算差額等合計	—	△1,075
純資産合計	145,251	297,195
負債純資産合計	1,198,105	1,934,728

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
売上高	※2 1,115,221	※2 1,966,077
売上原価	※2 141,134	※2 199,073
売上総利益	974,087	1,767,003
販売費及び一般管理費	※1 926,493	※1 1,498,870
営業利益	47,594	268,133
営業外収益		
受取利息	18	36
受取配当金	—	40
為替差益	2,180	5,432
助成金収入	—	566
その他	714	1,791
営業外収益合計	2,913	7,867
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	2,203	1,971
支払利息	4,896	9,381
その他	297	200
営業外費用合計	7,398	11,553
経常利益	43,109	264,446
特別利益		
投資有価証券売却益	1,999	—
特別利益合計	1,999	—
特別損失		
訴訟関連費用	—	2,466
特別損失合計	—	2,466
税引前当期純利益	45,109	261,979
法人税、住民税及び事業税	24,620	90,670
法人税等調整額	812	18,289
法人税等合計	25,432	108,959
当期純利益	19,676	153,020

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		繰延ヘッジ 損益	
当期首残高	215,000	20,000	20,000	△109,425	△109,425	125,574	—	125,574
当期変動額								
当期純利益				19,676	19,676	19,676		19,676
当期変動額合計	—	—	—	19,676	19,676	19,676		19,676
当期末残高	215,000	20,000	20,000	△89,748	△89,748	145,251	—	145,251

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		繰延ヘッジ 損益	
当期首残高	215,000	20,000	20,000	△89,748	△89,748	145,251	—	145,251
当期変動額								
当期純利益				153,020	153,020	153,020		153,020
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							△1,075	△1,075
当期変動額合計	—	—	—	153,020	153,020	153,020	△1,075	151,944
当期末残高	215,000	20,000	20,000	63,271	63,271	298,271	△1,075	297,195

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品……個別法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

3 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用) 5年(社内における利用可能期間)

のれん 5年(効果の発現する期間)

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3)ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4)受注損失引当金

事業年度末のシステム開発の受託案件のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

- 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式……移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のないもの……移動平均法による原価法
- 2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法
デリバティブ……時価法
- 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品……先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- 4 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用)	5年(社内における利用可能期間)
のれん	5年(効果の発現する期間)

- 5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 6 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2)賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
 - (3)ポイント引当金
顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- 7 重要なヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段……為替予約
 - ・ヘッジ対象……外貨建予定取引
 - ③ヘッジ方針
社内規定に基づき、為替変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引のうち、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるものについては、有効性の判定を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	150,000千円	200,000千円
借入実行残高	116,000千円	200,000千円
差引額	34,000千円	－千円

※2 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
定期預金	－	30,000千円
計	－	30,000千円

(注) 上記の定期預金は、営業債務に対する金融機関の支払保証に対して、担保に供しております。

※3 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
売掛金	－	24,926千円
その他(流動資産)	561千円	603千円
差入保証金	42,246千円	74,135千円
未払金	9,489千円	7,132千円
預り金	42,008千円	80,228千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
減価償却費	10,047千円	16,868千円
給与手当	130,816千円	195,469千円
広告宣伝費	368,986千円	661,694千円
販売手数料	97,552千円	218,800千円
賞与引当金繰入額	5,118千円	16,717千円
貸倒引当金繰入額	△1,150千円	△1,550千円
ポイント引当金繰入額	98千円	320千円
おおよその割合		
販売費	50%	58%
一般管理費	50%	41%

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	6,000千円	37,593千円
仕入高	112,217千円	119,967千円

(有価証券関係)

前事業年度(平成26年9月30日)

関係会社出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成26年9月30日
関係会社出資金	9,591
計	9,591

当事業年度(平成27年9月30日)

関係会社株式及び関係会社出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関係会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成27年9月30日
関係会社株式	10,000
関係会社出資金	9,591
計	19,591

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
仕掛品	33,047	—
貸倒引当金	14,779	14,576
貸倒損失	5,880	5,709
未払事業税等	2,309	5,567
賞与引当金	1,824	5,784
減価償却費	1,094	956
未払費用	—	7,266
その他	468	1,920
繰延税金資産小計	59,405	41,780
評価性引当額	△20,104	△20,200
繰延税金資産合計	39,300	21,579

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
流動資産－繰延税金資産	37,695	16,558
固定資産－繰延税金資産	1,604	5,021

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年9月30日)	当事業年度 (平成27年9月30日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	35.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	13.6%	2.5%
留保金課税	0.7%	3.1%
住民税均等割	1.2%	0.2%
税率変更による影響	3.4%	0.2%
その他	△0.6%	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	56.4%	41.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年10月1日から平成28年9月30日までのものは33.1%、平成28年10月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)

1. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成27年9月30日開催の取締役会において、Fenox Venture Company IX, L.P.、Fenox Venture Company VIII, L.P.及びFenox Venture Company III, L.P.を割当先とした第三者割当による新株式の発行について決議し、平成27年10月29日に払込みが完了いたしました。その概要は次の通りであります。

(1) 発行する株式の種類及び数	普通株式577株
(2) 払込金額	1株につき金572,400円
(3) 払込金額の総額	金330,274,800円
(4) 増加する資本金及び資本準備金の額	増加資本金165,137,400円 増加資本準備金165,137,400円
(5) 払込期日	平成27年10月29日
(6) 割当先及び割当株式数	Fenox Venture Company IX, L.P. 450株 Fenox Venture Company VIII, L.P. 36株 Fenox Venture Company III, L.P. 91株

2. 株式分割

当社は、平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月18日付をもって株式分割を実施いたしました。

(1) 株式の分割、単元株制度の採用の目的

株式公開を見据えた機動的な資本政策に予め備えるため、株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成27年12月17日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を1株当たり300株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式

分割前の発行済株式総数	15,827株
今回の分割により増加した株式数	4,732,273株
分割後の発行済株式総数	4,748,100株

③ 分割の効力発生日

平成27年12月18日

なお、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

	前事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	当事業年度 (自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	31.75円	64.96円
1株当たり当期純利益金額	4.30円	33.45円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	9月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	なし

(注) 1 平成28年2月26日開催の取締役会において、当社の発行する株式を振替機関にて取り扱うことについて同意することを決議しております。よって、当社の発行する株式は、当該振替機関である株式会社証券振替機構が定める日から社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となりますので、株式の名義書換えの欄については記載を省略しております。

2 単元未満株式の買取りを含む株式の取り扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年10月2日	吉村ホールディングス株式会社代表取締役社長 吉村英毅	東京都港区虎ノ門四丁目1-34-3705	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	山下大介	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	255	38,250,000 (1株当たり150,000) (注)4	所有者の事情による
				株式会社ベクトル代表取締役 西江肇司	東京都港区赤坂4-15-1 赤坂ガーデンシティ18F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	255	38,250,000 (1株当たり150,000) (注)4	
平成27年10月29日	大石崇徳	東京都港区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	Fenox Venture Company IX, L.P. CEO Anis Uzzaman	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	305	174,582,000 (1株当たり572,400) (注)4	所有者の事情による
				株式会社ヒトトキインキュベーター代表取締役 森田正康	東京都港区元麻布3-1-35 c-M3ビル A棟4F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5	2,862,000 (1株当たり572,400) (注)4	
平成27年10月29日	吉村ホールディングス株式会社代表取締役社長 吉村英毅	東京都港区虎ノ門四丁目1-34-3705	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	Fenox Venture Company IX, L.P. CEO Anis Uzzaman	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	142	81,280,800 (1株当たり572,400) (注)4	所有者の事情による
				株式会社ヒトトキインキュベーター代表取締役 森田正康	東京都港区元麻布3-1-35 c-M3ビル A棟4F	特別利害関係者等(大株主上位10名)	5	2,862,000 (1株当たり572,400) (注)4	
平成27年10月29日	笹沼泰助	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	Fenox Venture Company III, L.P. CEO Anis Uzzaman	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	50	28,620,000 (1株当たり572,400) (注)4	所有者の事情による
				Fenox Venture Company VIII, L.P. CEO Anis Uzzaman	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	特別利害関係者等(大株主上位10名)	26	14,882,400 (1株当たり572,400) (注)4	

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年10月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてされており。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができる。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができる。とされており。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりです。

DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

5. 平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月18日を効力発生日として、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④	株式①
発行年月日	平成27年9月30日	平成27年9月30日	平成27年9月30日	平成27年10月23日	平成27年10月29日
種類	第3回新株予約権の付与(ストック・オプション)	第4回新株予約権の付与(ストック・オプション)	第5回新株予約権の付与(ストック・オプション)	第6回新株予約権の付与(ストック・オプション)	普通株式
発行数	普通株式 197株	普通株式 180株	普通株式 100株	普通株式 70株	577株
発行価格	572,400円 (注) 5	572,400円 (注) 5	572,400円 (注) 5	572,400円 (注) 5	572,400円 (注) 4
資本組入額	286,200円	286,200円	286,200円	286,200円	286,200円
発行価額の総額	112,762,800円	103,032,000円	57,240,000円	40,068,000円	330,274,800円
資本組入額の総額	56,381,400円	51,516,000円	28,620,000円	20,034,000円	165,137,400円
発行方法	平成27年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年9月29日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成27年10月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注) 4	(注) 3、4	(注) 3	(注) 4	(注) 2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年9月30日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。この場合において、割当新株予約権に係る取得株式等についても同日まで所有することとなっております。

4. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
5. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	572,400円	572,400円	572,400円	572,400円
行使期間	平成29年10月1日から平成37年9月29日まで	平成28年3月31日から平成37年9月29日まで	平成28年3月31日から平成37年9月29日まで	平成29年10月24日から平成37年9月29日まで
行使の条件	<p>①新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>②相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>③当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>④租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。</p> <p>(i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと</p>	<p>①新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>②相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>③当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>④租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。</p> <p>(i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと</p>	<p>①新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>②相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>③当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>④租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。</p> <p>(i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと</p>	<p>①新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。</p> <p>②相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>③当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>④租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。</p> <p>(i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと</p>

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使の条件	<p>(ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること</p> <p>⑤ 株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。</p>	<p>(ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること</p> <p>⑤ 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権について、上場後1年間はその2分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。) また、上場から1年が経過した日からは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。</p> <p>⑥ 株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。</p>	<p>(ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること</p> <p>⑤ 新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>ア. 上場後1年間は、割り当てられた新株予約権の4分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)</p> <p>イ. 上場から1年が経過した日からは、割り当てられた新株予約権の4分の2について権利行使することができる(前記アにおいて権利行使することが可能になっている4分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)</p>	<p>(ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること</p> <p>⑤ 株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。</p>

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使の条件			<p>ウ. 上場から2年が経過した日からは、割当てられた新株予約権の4分の3について権利行使することができる。(前記アにおいて権利行使することが可能になっている4分の2を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)</p> <p>エ. 上場から3年が経過した日からは、割当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p> <p>⑥株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社株主総会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社株主総会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社株主総会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社株主総会の承認を要する。

8. 平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月18日を効力発生日として、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「発行数」「発行価格」及び「資本金組入額」は当該株式分割前の「発行数」「発行価格」及び「資本金組入額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権の付与（ストック・オプション）①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
柴田裕亮	東京都渋谷区	会社役員	60	34,344,000 (572,400)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月18日を効力発生日として、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は48名であり、その株式の総数は137株であります。

新株予約権の付与（ストック・オプション）②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
鈴木一高	大阪府大阪市北区	会社役員	10	5,724,000 (572,400)	当社の取引先 (外部支援者)
若林嗣弘	神奈川県大和市	会社役員	5	2,862,000 (572,400)	特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)
森田正康	東京都港区	会社役員	5	2,862,000 (572,400)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
石井祥真	神奈川県横浜市南区	会社員	5	2,862,000 (572,400)	当社元従業員
片山善博	東京都江戸川区	個人事業主	5	2,862,000 (572,400)	当社元従業員

(注) 平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月18日を効力発生日として、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は47名であり、その株式の総数は150株であります。

新株予約権の付与（ストック・オプション）③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
松濤徹	東京都江東区	会社員	100	57,240,000 (572,400)	外部支援者(注2)

(注) 平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月18日を効力発生日として、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 平成27年11月1日付で当社に入社し、平成27年12月18日付で当社取締役に就任しております。

新株予約権の付与（ストック・オプション）④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
柴田裕亮	東京都渋谷区	会社役員	50	28,620,000 (572,400)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月18日を効力発生日として、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は1名であり、その株式の総数は20株であります。

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と提出会社 との関係
Fenox Venture Company IX, L.P. CEO Anis Uzzaman	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	投資事業組合	450	257,580,000 (572,400)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Fenox Venture Company III, L.P. CEO Anis Uzzaman	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	投資事業組合	91	52,088,400 (572,400)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Fenox Venture Company VIII, L.P. CEO Anis Uzzaman	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	投資事業組合	36	20,606,400 (572,400)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成27年11月17日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月18日を効力発生日として、普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大石崇徳 ※1, 2	東京都港区	2, 715, 900	53. 41
吉村ホールディングス株式 会社 ※1, 5	東京都港区虎ノ門4-1-34-3705	1, 404, 000	27. 61
Fenox Venture Company IX, L.P. ※1	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	269, 100	5. 29
笹沼泰助 ※1	東京都渋谷区	127, 200	2. 50
株式会社ベクトル ※1	東京都港区赤坂4-15-1 赤坂ガーデンシ ティ18F	76, 500	1. 50
山下大介 ※1	東京都渋谷区	76, 500	1. 50
Fenox Venture Company III, L.P. ※1	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	42, 300	0. 83
柴田裕亮 ※2	東京都渋谷区	33, 000 (33, 000)	0. 65 (0. 65)
松濤徹 ※2	東京都江東区	30, 000 (30, 000)	0. 59 (0. 59)
秋山匡秀 ※4	神奈川県横浜市中区	28, 500 (28, 500)	0. 56 (0. 56)
宮里信一郎 ※4	東京都江戸川区	21, 000 (21, 000)	0. 41 (0. 41)
増田武 ※4	東京都調布市	19, 500 (19, 500)	0. 38 (0. 38)
Fenox Venture Company VIII, L.P. ※1	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	18, 600	0. 37
磯崎朋彦 ※4	神奈川県藤沢市	16, 500 (16, 500)	0. 32 (0. 32)
薛悠司 ※1、 6	大阪府大阪市生野区	15, 000	0. 30
王伸 ※4	埼玉県戸田市	15, 000 (15, 000)	0. 30 (0. 30)
坂井康則 ※4	HCMC, Vietnam	10, 500 (10, 500)	0. 21 (0. 21)
若林嗣弘 ※3	神奈川県大和市	10, 500 (10, 500)	0. 21 (0. 21)
小林孝雄 ※2	東京都世田谷区	9, 000 (9, 000)	0. 18 (0. 18)
天屯吉明 ※3	神奈川県横浜市西区	9, 000 (9, 000)	0. 18 (0. 18)
菅原洋 ※7	東京都港区	9, 000 (9, 000)	0. 18 (0. 18)
桜谷淳 ※4	東京都葛飾区	7, 500 (7, 500)	0. 15 (0. 15)
笹沼聡 ※4	茨城県稲敷郡阿見町	6, 000 (6, 000)	0. 12 (0. 12)
岡田雅仁 ※3	東京都町田市	6, 000 (6, 000)	0. 12 (0. 12)
入江啓祐 ※7	東京都世田谷区	6, 000 (6, 000)	0. 12 (0. 12)
大山亨 ※7	神奈川県横浜市旭区	6, 000 (6, 000)	0. 12 (0. 12)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
林大輔 ※4	千葉県君津市	4,500 (4,500)	0.09 (0.09)
下平美保 ※4	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	4,500 (4,500)	0.09 (0.09)
荒井亨 ※4	神奈川県横浜市南区	4,500 (4,500)	0.09 (0.09)
塚越哲也 ※4	東京都板橋区	4,500 (4,500)	0.09 (0.09)
矢野光児 ※4	東京都江東区	4,500 (4,500)	0.09 (0.09)
李喆鎬 ※4	東京都江東区	4,500 (4,500)	0.09 (0.09)
本庄淳 ※4	HCMC, Vietnam	4,500 (4,500)	0.09 (0.09)
田島鮎香 ※4	東京都品川区	4,500 (4,500)	0.09 (0.09)
大舘徹 ※4	神奈川県横浜市緑区	3,600 (3,600)	0.07 (0.07)
片桐一良 ※4	神奈川県横須賀市	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
林暁子 ※4	東京都葛飾区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
鈴木徳仁 ※4	埼玉県蕨市	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
嶋村充司 ※4	埼玉県鴻巣市	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
上里尚平 ※4	東京都大田区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
鈴木一高 ※7	大阪府大阪市北区	3,000 (3,000)	0.06 (0.06)
株式会社ヒトトキインキュベーター ※1,5	東京都港区元麻布3-1-35 c-MA3 A棟B2F	3,000	0.06
阿部正明 ※4	千葉県八千代市	2,100 (2,100)	0.04 (0.04)
山口華子 ※4	東京都品川区	2,100 (2,100)	0.04 (0.04)
柴田賢 ※4	東京都中野区	2,100 (2,100)	0.04 (0.04)
所有株式数1,500株の株主12名	—	22,500 (22,500)	0.44 (0.44)
所有株式数600株の株主12名	—	7,200 (7,200)	0.14 (0.14)
計	—	5,084,700 (336,600)	100 (6.62)

- (注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示しております。
- 1 特別利害関係者等 (大株主上位10名) 2 特別利害関係者等 (当社取締役)
- 3 特別利害関係者等 (当社監査役) 4 当社従業員
- 5 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
- 6 特別利害関係者等 (当子会社取締役) 7 外部支援者
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

株式会社エボラブルアジア
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 川村 啓文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エボラブルアジアの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エボラブルアジア及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

株式会社エボラブルアジア

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞

業務執行社員 公認会計士 川村 啓文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エボラブルアジアの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エボラブルアジア及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行について決議し、平成27年10月29日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月17日

株式会社エボラブルアジア
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 川村 啓文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エボラブルアジアの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エボラブルアジア及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

株式会社エボラブルアジア
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞

業務執行社員 公認会計士 川村 啓文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エボラブルアジアの平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エボラブルアジアの平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

株式会社エポラブルアジア

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人 ㊞

業務執行社員 公認会計士 川村 啓文 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エポラブルアジアの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エポラブルアジアの平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日開催の取締役会において第三者割当による新株式の発行について決議し、平成27年10月29日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



EVOLABLE ASIA